

平成30年3月12日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。（9時59分開会）

本日の委員会は、9日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

まず初めに、情報政策課より9日の質疑に関して追加の説明を行いたい旨の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

◎小野情報政策課長 9日の委員会でウェブ会議についての御審議をいただく中で、テレビ会議とウェブ会議との経費の比較についてお尋ねがありましたので、お手元にA4、1枚、右上に本日の日付と括弧して情報政策課と記載した資料をお配りさせていただいております。資料は第2応接室、知事室の本庁と、東京、大阪事務所をつなぐ会議システムの経費の比較でございます。

1のテレビ会議は、県庁内のネットワーク上に専用のシステムとして構築をしたもので、通信は県庁ネットワークを現在使用しており、個別の通信回線は利用しておりません。システム保守経費については40万2,000円となっております。

現在のテレビ会議を行っておりますこの3拠点で、ウェブ会議システムを導入しようとする場合の経費については、今回のウェブ会議は県が構築するシステムではなく、インターネット上のクラウドサービスを利用するものになりますので、光回線の料金とシステムのライセンス料、初期経費として通信の工事費や機器経費が必要となってまいります。現時点では現在の3拠点については、テレビ会議を継続し、来年度以降、福祉保健所等でウェブ会議を実施する中で、業務の効率化や職員の負担軽減の効果、テレビ会議システムの機器の更新のタイミングなども考慮し、2つのシステムのあり方を今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

補足の説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈統計課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、統計課の説明を求めます。

◎岡村統計課長 それでは、当課の平成30年度当初予算について御説明いたします。

お手元の資料②の議案説明書当初予算、64ページをお願いいたします。

まず、歳入予算について御説明いたします。

9国庫支出金の1総務費委託金は、当課の業務が主に国の統計調査を法定受託事務として行っておりますことから、国からの委託金で総額は2億8,494万9,000円、平成29年度当初予算と比べて4,227万1,000円の増となっております。ふえた要因は、平成30年度に実施する5年周期の住宅・土地統計調査と漁業センサスによるものです。

次に、歳出予算について御説明いたします。

65ページをお願いいたします。

歳出科目は13目の統計費で、予算総額は3億4,094万5,000円、平成29年度と比べまして3,602万4,000円の増となっております。予算の財源内訳では、歳入で説明しましたように、当課の業務が主に国の法定受託事務でありますことから、約8割が国費となっております。

課の業務の全体概要を御説明いたします。

細目事業は、右の説明欄の1の人件費から69ページにかけまして19ございますが、このうち3の住宅・土地統計調査費から17の経済センサス費までの15の事業の財源が全て国費で、国の統計調査ごとに予算を計上しています。それぞれの事業ごとに必要となる統計調査員の報酬や職員の時間外勤務手当である一般職給与費、調査を行う市町村に対する交付金のほか、調査対象者への謝礼や旅費などの事務費を計上しています。

細目事業の説明につきましては、新たな調査や予算額が大きな調査を中心に説明をさせていただきます。

まず最初に、1の人件費は当課職員に係るものです。

2の統計整備普及費の2つ目にある統計調査員確保対策事業委託料は、調査員を希望される方の登録や研修などを市町村に委託する経費です。

次の職員研修負担金は、総務省の統計研究研修所や統計情報研究開発センターなどが開催する統計に関する研修に当課の職員が参加する際の負担金でございます。

2つ下にある国庫支出金精算返納金846万7,000円は、前年度に受け入れた国費の精算を行うための経費です。

次の事務費は、主に統計課で発行しております「高知県のすがた」や「県勢の主要指標」など7種類の統計刊行物の印刷等に要する経費です。

3の住宅・土地統計調査費は5年周期の調査で、前回は平成25年度に実施しています。世帯を抽出して、住宅の種類、構造、建築時期、空き家などの状況や土地の保有状況などを調べ、国や県の住生活関連の基礎資料とするものです。調査期日は10月1日で、市町村を通じ県内の1,722地区、約2万9,000戸の世帯を調査する予定です。

66ページに移っていただきまして、4の労働力調査費は、毎月県内の約500世帯に御協力をいただき、月末1週間の就業、不就業の労働状態を調査しています。

5の小売物価統計調査費は、毎月約400事業所を対象に商品の小売価格、サービス料金、家賃を調査しています。

6の家計調査費は、毎月高知市と宿毛市で合わせて117世帯に家計簿をつけていただき、世帯の収入、支出や貯蓄などの動向を調査しています。

67ページに移っていただきまして、11の毎月勤労統計調査費は、毎月県内の常用雇用者

が5人以上の約430の事業所を対象に、給与や労働時間、雇用の変動を調査しています。また、毎月の調査のほか、7月には4人以下の小規模な約300の事業所を対象にした特別調査も行っています。

68ページに移っていただきまして、13の漁業センサス費は5年周期の調査で、前は平成25年に実施をしております。県下の漁業経営体の従事状況や保有漁船などを調査し、水産行政の基礎資料とするものです。調査期日は11月1日で、市町村を通じ調査を行います。

14の工業統計調査費は、製造業の実態を明らかにする調査で、従業員数4人以上の事業所が対象であり、今年度の調査から調査期日を6月1日に変更して実施しています。なお、2月28日に公表された平成29年調査の速報結果では、本県の製造品出荷額等は5,674億7,975万円、前年比0.0%増で、全国が4.5%減となる中、本県は約1億5,000万円増で4年連続の増加となっております。

69ページに移っていただきまして、18の工業統計補完調査費は、工業統計調査の対象外となった従業者3人以下の事業所を対象とする調査で、民間事業者に委託して実施することとしています。平成22年の工業統計調査の見直しによって、3人以下の事業者の実態は5年周期の経済センサスで把握することになりましたが、本県では小規模事業者が多く、これまでの工業統計補完調査の結果でも約800程度の事業者がいます。現在、県が進めています産業振興計画の基礎資料とするためにも、経済センサス実施年以外の年度では県が単独で実施をしているものです。

最後、19の県民経済等分析事業費は県単独事業で、景気動向を示す指標として毎月の鉱工業生産指数を作成、公表するほか、県や市町村の経済規模や産業構造等を推計する県民経済計算や市町村経済統計を作成しています。また、経済波及効果の基礎資料などに活用される産業連関表の作成も行っており、現在、平成27年産業連関表の公表に向け生産額などの推計作業を進めております。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、統計課の平成29年度補正予算について御説明をいたします。

お手元の資料④の議案説明書補正予算の30ページをお願いいたします。

本年度、5年周期の調査として、市町村を通じて実施した就業構造基本調査費について、指導員や調査員の任命、事務費の執行等の実績に応じて市町村への交付金の不用額128万8,000円を減額するものです。

以上で統計課の説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 資料②の66ページの家計調査費なんですけれども、統計調査員等報酬で、先ほどの御説明だと家計簿をつけていただいているということなんです、10人というのはどの

ような人たちがどのような基準で選ばれているんですか。

◎岡村統計課長 統計調査員10人については、過去からやっていただいている方が多いんですが、もうやめたいというようなことがあったときは市町村に照会をして、主には高知市がほとんどですので、高知市に照会して、高知市では登録調査員という方がいますので、そういった方から紹介をしていただいて、県が一般の家庭に家計簿をつけていただく調査をやっていますということで、説明をしてやっていただけるということであれば任命をしております。

◎前田委員 家計簿の調査員の方には、1,202万7,000円ですから、一人頭月々10万円ずつお支払いしているというようなことなんでしょうか。

◎岡村統計課長 調査員の方にはそれぐらいになります。

◎前田委員 主な仕事は家計簿をつけているんですよね、そういうわけではない。

◎岡村統計課長 家計簿をつけていただくのは一般の家庭になります。地区の中で何人かを選定していく、調査員の方はつけていただく一般家庭のところへ最初はお願いに行ったり、それから回収に行って集計するというようなことをやるということです。

◎前田委員 そうしたら、一般の御家庭につけていただいて、調査員の方がお願いして回収してということなんでしょうけど、今までずっと統計課としては統計をとり続けてきていらっしゃると思うんですけど、例えばこの調査員の皆さんから集めた家計の情報をどのように分析していくのでしょうか。

◎岡村統計課長 家計調査は、県内117世帯ということで、高知県自体、特に高知市は約100世帯ぐらいになるんですが、国のほうは毎月集計して、消費支出、収入幾らあるというのを公表するんですが、そのときに、都道府県別は公表されていません。年に1回だけ、1年間の家計、高知県の分を参考として公表していますので、県はその部分を分析して、1年に1回公表しています。ただ、どうしても100世帯ということで、かなりばらつきがございますので、それをもって高知県の消費支出がこうだ、収入がこうだというのは留意が必要なんですということで、国のほうもそういうことを書いています。

◎前田委員 先ほどの御説明の中だと、恐らく高知県の実態というものをどう捉えて分析していくのかということになってくると、高知市が主ということになってくると。半分は高知市を除く33市町村になってくるわけですから、一定検討の余地があるのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

◎岡村統計課長 今、高知市と宿毛市なんですけど、国の調査ですので地区の設定とかも全て国のほうで高知市が幾ら、宿毛市が幾らというふうに決まっております、県でどこか別の市町村を調査するというようなことはできないということになっております。

◎坂本（茂）委員 周期調査の関係で、住宅・土地統計調査があるわけですがけれども、これは、県の独自項目の設定というのは今回されていないんでしょうか。

◎岡村統計課長 先ほど言いましたように、国の受託事務でございまして、県のほうで単独で例えば調査をふやすとか、そういうことはできないということになっています。今回住宅・土地で、空き家対策が重要になっているということで、今回の調査から空き家の調査をやるというようなことで聞いております。中身については、今週、住宅・土地の統計調査の一番最初の打合会が東京でありますので、具体的にはまだわからないんですが、今回の調査から空き家対策をやるというふうに聞いております。

◎坂本（茂）委員 耐震化の状況とか、そういったことも本来であれば高知県的には、政策的な面からやってもいいのかなど。こういった調査というのは、県費を上積みしたら独自の調査項目というのはつけ加えたりできないですか。

◎岡村統計課長 国の受託事務でやっている調査については、全て国の調査票とかが決まっております、例えば毎月勤労統計調査とか、そういったことも、独自で事業所の追加をできないかということも確認したんですが、できないということで聞いております。

◎坂本（茂）委員 周期調査の場合はそういうのがあったような気もするんですが、わかりました。

それと、課名が今回変わるようになっているんですけども、班の構成としては、今までも統計分析班があったわけですけども、それが変わるということはないんですか。あるいは統計分析班をもっと充実させるとか、そういうことはないんですか。

◎岡村統計課長 課の中では、もともと統計分析グループがありました。あと県民経済計算グループというところも分析をやっておりましたけれど、県民経済計算の中で最近特に生産性であるとか労働分配率であるとか、そういった指標なんかもすごく注目をされておりますので、県民経済計算についても統計分析ということで、統計分析グループを第1グループ、第2グループという形で構成するようにしています。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎尾崎管財課長 管財課でございます。

最初に、平成30年度一般会計当初予算案の概要について御説明いたします。

資料②議案説明書当初予算の70ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

3行目の1総務使用料、第1節庁舎等使用料でございますが、管財課が管理しております本庁舎、西庁舎、北庁舎における目的外使用許可等に係る使用料収入でございます。

中ほどの10財産収入、1財産貸付収入でございますが、職員宿舍の貸付料と管財課で所管しております普通財産の貸付料収入でございます。

次に、2利子及び配当金でございますが、基金の利子収入のほか、管財課で所管する四

国電力及びみずほフィナンシャルグループの有価証券の配当金収入でございます。

次に、一番下の12繰入金、1 土地取得事業特別会計繰入金でございます。これは金曜日に財政課から説明がございましたが、土地開発公社の残務処理に伴いまして、長年活用実績のなかった土地開発基金を廃止し、防災目的の新たな基金に改めることとしたことにより、当課所管分の土地開発基金残高及び特別会計の繰越金の一般会計への繰り入れに係る収入でございます。

次の71ページをお願いいたします。

14諸収入の3行目、5 総務部収入、第11節管財課収入でございますが、主なものは職員駐車場の利用料収入などでございます。

次に、中ほど少し下の15県債の中の1 総務債、第2節庁舎整備事業債でございますが、庁舎の営繕工事に係る一般事業債などでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

管財課の平成30年度当初予算額は、総額で9億1,193万円となっており、前年度予算と比べ1億6,847万8,000円の減額となっております。減額となりましたのは、後ほど御説明いたします庁舎の営繕工事費が1億2,000万円余り少なくなりましたことが主な原因でございます。

主な内訳につきまして、右側の説明欄に沿って御説明させていただきます。

1 人件費は、管財課11名の給与費でございます。

2 管財総務費の事務費は、文書の收受や発送、設備管理などの業務に従事する非常勤職員の報酬や、集中管理しております貸出用公用車33台の維持管理に要する経費などございます。

3 財産管理費は、県有財産の管理や処分等を行うための経費でございます。最初の船舶等損害保険料は、漁業取り締まり船や浮き魚礁など県有船舶等32件につきまして、事故や災害といった不測の事態に備えるための保険料でございます。

73ページをお願いいたします。

県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、県庁舎など県有施設の火災等に備えるための保険料でございます。

財産管理システム保守委託料は、県有財産のデータを管理するシステムの維持管理のための委託料で、元号改正に伴う改修経費を含めた予算となっております。

2つ飛びまして、県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づきまして、県営住宅や職員住宅など県以外のものが使用する県有財産が所在している市町村に対しまして、固定資産税にかわるものとして、固定資産税の標準税率と同じ100分の1.4の額を交付するものでございます。

4 庁舎管理費は、本庁舎、西庁舎、北庁舎等の維持管理に要する経費でございます。清掃等委託料につきましては、本庁舎等の清掃や駐車場整理業務など26件の業務委託に係る経費でございます。なお、このうち、駐車場整理委託につきましては、これまで本庁舎・北庁舎と西庁舎の2本の契約で、いずれも1年間の契約としておりましたが、事務の簡素化とあわせまして、委託業者の業務へのさらなる習熟や安定的な業務執行を期待いたしまして、3庁舎一括委託とし、3年間の長期継続契約とすることを予定しております。

次の本庁舎等警備委託料、機械設備等保守管理業務委託料につきましては、本庁舎等の警備業務や機械設備、電話交換設備等の保守管理など、6件の業務委託に係るものでございます。なお、警備委託につきましては、本庁舎・北庁舎警備と西庁舎警備といった契約の区分は従来どおりとしておりますが、期間につきましては、駐車場整理委託と同様に、1年間から3年間に延長することを予定しております。

2つ飛ばしまして、設計委託料、庁舎営繕工事監理委託料及び庁舎営繕工事請負費につきましては、相互に関連いたしますので、まとめて御説明させていただきます。

来年度予定しております工事といたしましては、まず本庁舎の空調設備で、時間外や休日に稼働させる機器の一部が故障しておりまして、早急に対応する必要がありますことから、空調設備の更新工事を実施いたします。また、昨年末に本庁舎厚生棟から歯科診療所が退去いたしましたことから、跡地を会議室に改修する工事を実施する予定としております。さらに、設計委託では、南海トラフ地震対策といたしまして、本庁舎厚生棟の耐震改修の設計委託を予定しております。この建物は昭和39年に竣工し、54年が経過しておりまして、昨年度から今年度にかけて耐震診断を行いましたところ、耐震性能を有していないことが判明いたしましたので、来年度は設計委託を行いまして、その上で、翌31年度に耐震改修工事を実施したいと考えております。

このほか、庁舎営繕工事請負費につきましては、機構改革に伴う課室の間仕切り変更や、庁舎設備の維持修繕のための工事費をあわせて計上しております。また、既に債務負担行為の議決をいただいております工事、具体的には議会棟別館外壁改修工事、西庁舎外部避難階段改修工事、正庁棟防水改修工事、西庁舎非常用発電機改修工事につきまして、それぞれの現年化分を行うための予算もここに計上してございます。この債務負担行為の現年化分が昨年の半額程度となりましたことに伴いまして、営繕工事請負費といたしましては、昨年より1億2,000万円余り少ない額となっております。

74ページをお願いいたします。

3つ目の管理費につきましては、本庁舎等に係る光熱水費や修繕等に要する経費でございます。

次に、県有建築物南海トラフ地震対策基金でございます。この基金は運用を会計管理者に依頼して行っておりますが、その運用益等を同基金に積み立てるものでございます。

75ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。庁舎営繕費として3,171万5,000円を計上してございます。これは、先ほど御説明いたしました本庁舎の空調設備の更新工事に係る経費でございます。設計施工に日数を要しますことから、債務負担行為をお願いするものでございます。

一般会計は以上でございます。

次に、特別会計でございます。

771ページをお願いいたします。

土地取得事業特別会計でございまして、平成30年度は当課を含め用地対策課など3課が予算を計上しております。

次の772ページをお願いいたします。

歳入でございまして、節の区分欄の4行目、土地開発基金繰入金及び次の繰越金は、一般会計の歳入の説明の際にも触れましたが、土地開発公社の残務処理に伴いまして、長年活用実績のなかった土地開発基金を廃止することになり、当課所管分の土地開発基金の残額全額を特別会計に繰り入れるものでございます。

なお、土地開発基金の廃止につきましては、平成30年5月31日付廃止とする条例議案を別途土木部用地対策課から提出させていただいております。

773ページをお願いいたします。

右端説明欄中段の一般会計繰出金は、同じく土地開発基金の廃止に伴い、特別会計に繰り入れた基金残高及び基金の運用益収入の累計額を一般会計へ繰り出すための経費でございます。

当初予算案は以上でございます。

次に、補正予算について御説明いたします。

資料④議案説明書（補正予算）の31ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

10財産収入、1財産貸付収入でございますが、これは当初予算で計上しておりました職員宿舍等貸付料につきまして、見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、15県債でございます。これにつきましては後ほど御説明いたしますが、歳出予算の庁舎整備事業の減額に伴うものでございます。

32ページをお願いいたします。

歳出予算でございますが、右端、1庁舎管理費のうち清掃等委託料、本庁舎等警備委託料、機械設備等保守管理業務委託料及び設計委託料は、いずれも契約に係る入札残が生じたことによる減額でございます。

次の庁舎営繕工事監理委託料及び庁舎営繕工事請負費につきましては、予算時に改修を見込んでおりました工事につきまして、最小限の改修にとどめることが可能となりますな

ど、工事費が大きく削減できましたことによる減額でございます。

一番下の管理費につきましては、光熱水費が見込みを下回りましたことと、会議室を年度途中で開始したことによる減額でございます。

次に、一番下の1県有建築物南海トラフ地震対策基金積立金につきましては、基金を利用して、結果不用となった額を再度積み戻しておりますが、平成27年度から28年度の繰越事業の完了に伴う不用額が見込みを下回ったこととあわせて、基金の運用益が見込みを下回ったことによる減額でございます。

34ページをお願いいたします。

庁舎管理費に係る繰越明許費の追加をお願いしてございます。西庁舎外部避難階段改修工事及び西庁舎受変電設備改修工事の2件、またこれらの管理委託業務など委託料5件につきまして、計画調整に日時を要しましたことから、4,381万8,000円の繰り越しを予定しているものでございます。

以上で平成30年度当初予算、平成29年度補正予算の説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎土居副委員長 73ページ、清掃等委託のところで、駐車場の委託の話があったと思うんですけど、今回から全ての駐車場を3年、一括という入札に変えたということなんですけれど、理由をもう一度確認したいんですけれど。

◎尾崎管財課長 3年とすることによりまして、業者の業務への習熟という面がございまして、それと安定的な執行、そして県にとりましては、3年に1回の入札ということもありまして、事務の軽減という面がございまして、それから、今、西庁舎の駐車場整理委託が規模として小さいということで、3庁舎一括としたわけでございます。

◎土居副委員長 事務の軽減と委託業務の安定ということですか。それによって入札の形態はどのように変わったんですか。

◎尾崎管財課長 入札の形態は変わりません。今までも指名競争入札でして、これからも指名競争入札を予定しております。

◎土居副委員長 自分はそれいいと思うんです。ただ、委託業務というのは、これに限らず幅広くあると思うんですけれども、委託でも一定合理性というものを県が判断した上で、このように3年一括でやるとか違う場所の部分をまとめてやるとか、そういうことをやっていくという県の方針と思ってもいいでしょうか。

◎尾崎管財課長 委託業務の形態につきましては、今後よりよい形に向けて見直しをしていきたいと思っております。他県の状況なども参考にしつつ、情勢を見ながらというところもございまして。

◎土居副委員長 業務によって、個々に判断していくということですか。

◎尾崎管財課長 そのとおりでございます。

◎土居副委員長 あと清掃委託で、本庁舎、西庁舎、北庁舎、これはそれぞればらばらの入札でやったのでしょうか。

◎尾崎管財課長 それぞれ別個に契約をしております。

◎土居副委員長 本庁舎、西庁舎で一定の技術的な要件というのを入札の要件にしていたと思うんですけど、北庁舎への広がりはどうですか。

◎尾崎管財課長 本庁舎と西庁舎につきましては、いわゆるビル管理法と言われるものがございます、その登録を受けた業者を指名しております。これにつきまして、今回平成30年度から32年度の3年分の入札参加資格の登録業務を行ったわけですが、その際にビル管理法の登録の状況を提出していただきまして、その状況を全庁的に公開しております。庁舎管理を所管する各所属長に対しまして、その登録状況を参考にしてください。特に、大規模な施設であるとか、あるいは高い品質を求められる委託については、登録を受けた業者が望ましいということで、登録の状況も配慮した委託、参考にした委託にするように私どもから通知をしたところでございます。

北庁舎という限定はしておりませんが、これから各関係所属長に話をしていきまして、大規模な庁舎から、そのような登録を受けた業者による高い品質の委託が行われるように進めてまいりたいと思います。

◎土居副委員長 組織の構成としては、本庁舎、西庁舎、北庁舎というのが、県の根幹をなす構造物というような認識で構いませんか。

◎尾崎管財課長 いわゆる県庁といいますと本庁、西庁、北庁というのが一般的な見方であろうかとは思いますが。ただ、それぞれ庁舎の面積がございまして、本庁舎、西庁舎は非常に大きいですが、北庁舎につきましては面積が小さいということもございまして、別途の契約としているものです。

◎野町委員 契約期間を3年に変更するというので、さまざま契約があるわけですが、ここの本庁舎等の警備の委託料の部分で、1年ごとに入札するというので言えば、先ほど課長が説明されたように、業務の習熟度とか、いろんなことでプラスのメリットもあるんだろうとは思いますが、警備のことについて、以前、盗難事件とか、私も安芸の庁舎にいたころにいろいろ事件があったりしたものですから、3年契約をすることになれば、それなりにしっかりした業者を選ぶということにはなるんだろうと思うんですけど、言い過ぎかもしれませんが、有効求人倍率が高くなって、警備会社のほうも人材を雇うのになかなか御苦労されているというお話も聞きますので、習熟度ということと逆に、やはり警備会社自体、人がほとんど入れかわって、経験のない方が来るといような状況にもなりかねないかなというふうに思うので、契約期間が延長されて、まったりやるということになると問題だろうと思います。契約するほうとしては、職員の研修などを含め、しっかりとした管理をやっていただかないと、職員にとってもそうですし、

我々にとってもそうですし、あるいは出先のことも含めて、庁舎の中に自由に鍵を持って入れる方がいるわけですから、しっかりやっていただきたい。契約期間の延長とそれがイコールではないかもしれませんが。

◎尾崎管財課長 警備委託につきましては、委員おっしゃるような事情は承知をしております。昨年、私も警備会社、両社の責任者、現場の隊長と面談もいたしまして、警備の方針、それからどれだけ職員に目を光らせているかということも私自身が確認をし、そして県の意向も伝えたところでございます。

やはり会社の方針というのが非常に職員に対して大きい影響を与えているというふうにも実感したところであります。なお警備会社に対して今後、単に任せただけで終わりというのではなくて、定期的に状況を確認しながら、また日ごろいろんな小さなことが起こるわけですので、その都度、私どもチェックして、警備の履行が行われるように注意をしてまいりたいというふうに考えております。

◎野町委員 警備会社に限らずですけども、挨拶とか、あるいはその迅速な対応とか、そういうことも含めて、その会社のイメージということになるかもしれませんが、県庁で雇っているわけですから、県庁のイメージというようなことにもつながると。私も出先によくおまして、感じのいい方とそうではない方というのは違いがありますので、県民の皆さんが入ってきたときに、あらというようなことにはならないような指導も、雇う側として必要なと思いますので、よろしくをお願いします。

◎加藤委員 厚生棟の耐震化の御説明がありましたけれども、現在の活用状況を御説明いただけますでしょうか。

◎尾崎管財課長 厚生棟、2階建てでございます。1階は車庫、清掃員の詰所、自転車店があります。2階は会計管理課の入札会場、理髪店、診療所、それから今回退去した歯科診療所と、主な施設はそういったところでございます。

◎加藤委員 53年ぐらいたつ建物で、一方で、建てかえが難しいとか、有効活用にあたって課題がある中で、いかに活かしていくかみたいなのところも大事だと思うんですけど、さっきおっしゃった退去された歯科診療所の後はどのように活用されるんですか。

◎尾崎管財課長 会議室に改修するというので、今回、予算を計上させていただいております。

◎加藤委員 厚生課でするので利用は職員が中心にはなってくるんだと思いますけれど、どのようなあり方がいいのかとか、職員からのニーズはどういうものがあるのかとか、時代によって環境によっても変わってくることもあろうと思いますし、既存で入っておいでるところとの関係もあると思いますし、いろんなことがあるとは思いますが、耐震化を機会により充実した、活用が図れるよう検討を続けていただきたいと思います。

◎尾崎管財課長 そのように検討を進めていきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎坂本（孝）委員長 続いて、総務部から1件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることといたします。

高知県名誉県民の顕彰について、人事課の説明を求めます。

◎西村人事課長 それでは、お手元の総務委員会資料、人事課のインデックスのついた報告事項をお願いいたします。

高知県名誉県民の顕彰についてと表題をつけさせていただいています。

一番上に、受賞者と記載しておりますが、受賞者は宿毛市出身の洋画家、奥谷博氏、83歳でございます。

少しこの制度の御説明をさせていただきたいと思っておりますので、中段下のほうの5、名誉県民についてをごらんいただきたいと思っております。

(1) 高知県名誉県民顕彰制度とございますが、学術、芸術文化・スポーツなどの分野において輝かしい活躍をし、県民の誇りとふるさと意識を高め、県民に夢と希望、勇気、感動の全てを与えた個人、団体に対して、県民の荣誉と喜びとしてたたえることを目的に、平成23年に制度化をしたものでございます。制度化以降に顕彰をした方は、やなせたかし氏のみとなっております。

(2) に、過去の顕彰者というところで、やなせ氏のところを書いておりますが、参考のところ、司馬遼太郎氏、ペギー葉山氏のお二人については名誉県民の制度化前に、県外出身者の方を対象とした名誉高知県人というものがございまして、その称号をお贈りしてございまして、平成23年の制度化後も名誉高知県人としてたたえることとしておりますことを申し添えさせていただきます。

お戻りいただいて、2の受賞者の主な功績のところでございます。奥谷氏は日本洋画の巨匠としまして、美術界の第一線で御活躍をされまして、平成29年11月、日本の文化の発展に関し特に顕著な功績のある方に贈られる文化勲章を受章されました。本県出身者の文化勲章の受章者は、昭和32年の植物学者、牧野富太郎氏以来お二人目となります。また、美術関係の団体の要職を歴任され、後進の指導、育成に御尽力するなど、日本の美術界の発展に寄与されたところでございます。さらに、高知県や宿毛市への作品の寄贈や、県内での展覧会の開催などを通して、ふるさと高知における文化芸術の振興に貢献をされてきたところでございます。

次に、3でございます。贈呈式と記載をさせていただいております。今月21日、午後1時から高須の県立美術館1階県民ギャラリーで行うこととしております。知事から奥谷氏御本人に名誉県民の表彰状と記念メダル授与を行うところでございます。

4の記念行事というところがございますが、贈呈式終了後、県民の皆様を対象としまして、作品の展覧と御本人によるギャラリートークを実施することとしてございます。

私からの報告は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（な し）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で総務部を終わります。

《会計管理局》

◎坂本（孝）委員長 続いて、会計管理局について行います。

初めに、議案について会計管理局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中村会計管理局長 会計管理局でございます。所管する議案の概要につきまして御説明いたします。

今議会に提出しております会計管理局所管の議案は、平成30年度高知県一般会計予算など予算関係議案が9件でございます。

まず初めに、平成30年度当初予算につきまして、お手元の当初予算及び補正予算のファイル、資料②議案説明書当初予算の577ページをお開きください。

平成30年度会計管理局一般会計の予算総括表でございます。

会計管理課が3億5,681万7,000円と対前年度4.0%の増でございます。総務事務センターは3億4,318万6,000円で、対前年度14.2%の減となっております。会計管理局全体では7億3,000円で、対前年度5.8%の減となっております。引き続き適正な会計事務と効率的な事務の推進に取り組んでまいります。

次に、749ページをお開きください。

会計管理局では、表の左の一番上の収入証紙等管理から5番目の会計事務集中管理までの5つの特別会計を設けております。

平成30年度当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、平成29年度補正予算につきまして御説明いたします。

資料④議案説明書補正予算の310ページをお開きください。

補正予算総括表の計の欄をごらんください。一般会計で総額3,151万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは人件費等の所要額の減によるものでございます。

続きまして、恐れ入ります。同じ資料の369ページをお願いいたします。

用品等調達特別会計は、所要見込み額の減によりまして3億5,700万円減額するものでございます。

続きまして、372ページをお願いいたします。

会計事務集中管理特別会計は、所要見込み額の減によりまして2億1,000万円減額するものでございます。

平成29年度補正予算案につきましては以上でございます。

当初予算、補正予算の詳細につきましては、各課長から説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈会計管理課〉

◎坂本（孝）委員長 最初に、会計管理課の説明を求めます。

◎戸田会計管理課長兼会計支援推進監 会計管理課でございます。

それでは、お手元の資料②議案説明書当初予算の578ページをお開きください。

まず、一般会計の平成30年度当初予算案の歳入予算でございます。

上から3行目の（1）支払未済資金は、自動車税などの還付金を債権者に対して送金通知書により支払いを行ったものの中で、金融機関への送金後、受領されないまま1年を経過した未払いの資金について歳入に受け入れるものでございます。

579ページをお願いいたします。

歳出予算のうち主なものについて、右側の説明欄に沿って御説明いたします。

2の会計管理費は、歳入歳出予算などの執行に伴う出納事務や現金の出納保管などに係る経費、各所属の会計事務が円滑かつ適正に行われますよう支援し、確認するための検収や検査、決算の調製などに要する経費でございます。

そのうち上から5行目、金融機関調査委託料は、公金の保管、運用を安全に行うために、公金を預け入れる金融機関や証券会社の経営状況の調査を専門機関に委託して行うものでございます。

次の財務会計システム運用等委託料は、財務会計事務を効率的に行うため、財務会計システムの運用保守管理などを委託するものでございます。

次の財務会計システム改修委託料は、新元号への切りかえ及び公会計対応のため、財務会計システムの改修を委託するものでございます。

1つ飛ばしまして、事務費の主なものは、会計管理局の臨時的任用職員の賃金、コピー代などの庶務経費のほか、指定金融機関などに対します収納事務の取扱手数料や、県証紙の印刷経費などでございます。

3の収入証紙等管理特別会計繰出金は、特別会計で管理しております収入証紙の経理を行う上で、一般財源で手当てする必要があります証紙売りさばき手数料の繰り出しを行うものでございます。

一般会計については以上でございます。

次に、特別会計について御説明いたします。

同じ資料の754ページをお願いいたします。754ページでございます。

まず、収入証紙等管理特別会計の歳入予算でございます。

節欄の区分の（１）一般会計繰入金は、先ほど御説明いたしました一般会計から繰り出したものを受け入れるものでございます。

その下の（２）証紙売りさばき収入は、売りさばき人が県に支払う証紙代金でございます。

次のページ、755ページは歳出予算で、右端の説明欄の1償還金は、証紙を購入された方が使用する見込みがなくなった場合などに、証紙と引きかえに証紙購入代金をお返しするものでございます。

次の2一般会計繰出金は、各所属に使用料手数料として納付されました証紙を、各所属が一般会計の歳入処理として行った収入調定に対しまして、払い出しを行うものでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

次に、平成29年度補正予算案について御説明いたします。

お手元の資料④議案説明書補正予算の312ページをお開きください。

説明欄のとおり会計管理費を減額補正するものでございます。これは、職員が病気休暇や産前産後休暇などを取得する際に、代替の臨時的任用職員を雇用するために計上しておりました賃金及び共済費が不用となりましたことから、減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎野町委員 資料②の578ページ、支払未済資金ですが、先ほどの御説明で1年間支払ったけれど、受け取らないものということですが、何の支払いなのかということをお教えください。

◎戸田会計管理課長兼会計支援推進監 県税の還付金、特に自動車税の還付金がほとんどを占めております。

◎野町委員 何で受け取らないんですか。

◎戸田会計管理課長兼会計支援推進監 普通自動車を廃車した場合、その廃車月以降の分が減額となって、納税義務者のほうに返還されます。それは封書でもって送金通知書をお送りしているんですけども、それを受け取りに来られない方がいるということで、これだけのお金が返ってきております。

◎野町委員 気づかない。

◎戸田会計管理課長兼会計支援推進監 自動車税の納税通知書を送ることと同じ形で封書でお送りしていますので、本人が気づかれないということはないと思うんですけども、

なぜか受け取りに来られない方が昨年度におきましても1,133件ほどございました。

◎野町委員 わかりました。毎年それが主で、同じぐらいの金額がこのように計上されるということですね。

◎戸田会計管理課長兼会計支援推進監 はい、毎年これぐらいの額を計上しております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈総務事務センター〉

◎坂本（孝）委員長 次に、総務事務センターの説明を求めます。

◎久保総務事務センター課長 総務事務センターでございます。

それでは、一般会計及び特別会計の当初予算案につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料②議案説明書当初予算の580ページをお開きください。

まず、一般会計の平成30年度当初予算案の歳入予算につきまして御説明をさせていただきます。

上から3行目、（4）総務事務センター負担金は、総務事務集中化システムの運用保守及び旅費事務センターの運営委託に要する費用として、会計が異なる公営企業局から負担金で歳入に受け入れるものでございます。

また、一番下の（2）の総務事務センター収入は、職員の各種手当の過払いに係る返還分などでございます。

581ページをお願いいたします。

総務事務センター費の歳出予算のうち主なものにつきまして、右側の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

2の総務事務センター費のうち、まず物品管理システム改修等委託料は、本庁各課等の物品印刷物の調達と、本庁及び出先機関の備品を管理しております物品管理システムの運用保守管理、そして新元号への切りかえ及び公会計システムとの連携のための改修に要する経費でございます。

次に、総務事務集中化システム運用保守等委託料でございますが、臨時的任用職員等の雇用手続や賃金等の支払い、公共料金など共通経費の支払い、職員の休暇や時間外勤務の勤務実績等を管理する総務事務集中化システムの運用保守に係る経費と、新元号への切りかえの改修に要する経費でございます。

次の旅費事務センター運営委託料は、職員等の旅費に係る事務処理を行っております旅費事務センターの運営委託に要する経費でございます。

次の新旅費システム改修委託料は、新元号への切りかえ等に要する経費でございます。

それから、次の総務事務委託料でございますが、総務事務センターが集中処理を行っている業務の一部を平成29年10月から外部委託をしております、その外部委託に要する経

費となっております。

最後の事務費でございますが、主なものとしましては、非常勤職員の報酬と公用車の任意保険料、災害対策活動に従事する職員用の食料と水の備蓄に要する経費などとなっております。

以上、総務事務センター費の予算案は3億4,318万6,000円でございますが、総務事務の外部委託による職員の減や県庁ネットワークの分離に伴う改修が終わったことなどから、前年度と比較しまして5,665万7,000円の減となっております。

続きまして、特別会計を御説明させていただきます。

同じ資料の758ページをお開きください。

当センターにおきましては、4つの特別会計を所管してございます。

まず、給与等集中管理特別会計でございます。

こちらは知事部局の職員を初め県立学校や小中学校の教員から警察官まで、1万2,600人余りの給与等を支給するための特別会計でございます。

次に、761ページをお開きください。

旅費集中管理特別会計でございます。

こちらは職員等の旅費を集中的に支払うための特別会計でございます。財源は各課からの公金振りかえと公営企業局からの負担金となっております。

764ページをお開きください。

これは、本庁各課、教育委員会等の事務局、公安委員会で必要な物品等の調達を集中的に行うために設けた特別会計でございますが、財源は各課からの公金振りかえとなっております。

767ページをお開きください。

会計事務集中管理特別会計でございます。

こちらは臨時職員と非常勤職員の賃金、報酬、電気、ガス、水道といった公共料金、コピー料金や燃料代等、各所属で共通した経費の支払いを集中的に処理するための特別会計でございます。

当初予算の御説明は以上でございます。

続きまして、2月補正予算案について御説明させていただきます。

お手数ですが、資料④議案説明書補正予算の313ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

右側の説明欄で一般職給与費は、総務事務の一部外部委託に伴い、総務事務センターの職員数が昨年12月から減りましたので、減額を行うものでございます。

次に、2の総務事務センター費のうち、1つ目の新旅費システム改修委託料ですが、システム改修に合わせて増設するように予定をしておりましたサーバーの調達費用につきま

して、既存のサーバーを利用しまして対応が可能となりましたことから、不用となりました費用を減額するものでございます。

それから、次の総務事務委託料でございます。総務事務の一部外部委託に係る入札残を、また最後の事務費でございますが、公用車の自動車任意保険に係る入札残を減額させていただくものでございます。

次に、同じ資料の371ページのほうをお願いいたします。

用品等調達特別会計でございます。

総務事務センターがこの特別会計で各課にかわって行いました競争入札による入札残や、電子調達での見積もり残について、減額を行うものでございます。

次に、374ページをお願いいたします。

会計事務集中管理特別会計でございます。

各所属の臨時・非常勤職員の雇用状況や、電気料金等光熱水費などの共通経費の執行状況に合わせまして、不用額の減額を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 職員用の備蓄物資品の購入は、県下の分を全部一括ですか。

◎久保総務事務センター課長 職員用につきましては県下の分を一括で購入させていただいております。

◎坂本（茂）委員 保存期間が過ぎていくと取りかえるということで、毎年三百数十万円の前算が計上されているわけですがけれども、使用期限が来た分の備蓄品はどのようにされていますか。

◎久保総務事務センター課長 平成25年度から5年間で、職員用の備蓄物資を一通りそろえるといったような形にしておりまして、来年度、賞味期限が来るような備蓄物資がございますので、今、食品ロスの関係で国のほうからこういった形で使ったらどうかとか、イベントでの配布ですとか、そういった形での照会なども来ておりますので、防災展ですとか、そういったところでサンプル用に配布するといったようなことを現在考えております。

◎坂本（茂）委員 時々、市町村も含めて、期限が来たりするものがあって、各防災会で訓練などに使ってくれないかということがあるんですけれども、それが結構突如として来たりするので、計画的に、ことしはこういうものがありますよということがわかれば、それは危機管理部になるのかもしれませんが、そちらで購入しているということでしたら、うまく活用できるような仕組みをぜひ事前から備えておいていただけたら、有効活用ができるかと思っておりますので、その点についてお聞きしておきたいのと、もう一つはこちらで購入している備蓄物資というのは全て県外メーカーのものなのか、県内メーカーのもの

のもあるのか。

◎久保総務事務センター課長 水につきましては、県内の事業者の生産したものでございまして、あとアルファ米を備蓄米として備えておりますけれども、そちらのほうは県外メーカーのものになっております。

それからもう一点、最初の御質問ですが、配布等に関して市町村での防災の訓練とか、そういったところの窓口はおっしゃられるとおり危機管理部のほうになってございますので、来年度に向けて危機管理部とも相談をさせていただきながら、配布の方法等についても検討はさせていただきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 お願いします。

◎西森委員 物品等の調達費は、補正で3億5,700万円の減額ということですが、予算に対して結構大きいのかなと思っているんです。3分の1ぐらい減額をされていて、さらに本年度においても、昨年と同じぐらいの予算が計上されているということなんですか。けれども、この減額、最終的にそういう物品調達が少なかったということなんですか。どういう理由なのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

◎久保総務事務センター課長 先ほど御説明させていただいた中で、入札とか金額が250万円以下の印刷物ですとか160万円以下の物品については、電子調達で行ってまして、その中で各課としては予算取りをして、その金額に合わせて予定価格を設定して入札とか物品の電子調達に出すわけなんです。どうしても業者が金額を抑えた形で札を入れてきたりしますので、そういった入札残とか見積もり残が、例年出てきておるものだと考えております。

◎西森委員 大体3分の1ぐらいは減額という形になっているんでしょうか。

◎久保総務事務センター課長 例年そのあたりの金額は出てくるかと思っております。

◎西森委員 わかりました。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎坂本（孝）委員長 続いて、教育委員会について行います。

初めに、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎田村教育長 教育委員会でございます。よろしく申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告させていただきます。

1件目は、公立中学校の教諭が高等学校に在籍する女子生徒に対し、みだらな行為を行

った事案でございます。当該教諭に対しましては1月10日付で免職の懲戒処分といたしました。

2件目は、県立高等学校の教諭が臨時講師に対しセクシュアルハラスメント行為を行った事案でございます。当該教諭に対しましては2月23日付で停職6月の懲戒処分を行いました。

3件目は、県立高等学校の臨時事務職員が大型量販店内の店舗において窃盗行為を行った事案でございます。当該職員に対しましては2月23日付で減給の懲戒処分を行うとともに、同日付で辞職を承認いたしました。

子供たちの社会性を育み、規範意識を身につけさせるべき教職員がこのような行為に及んだことは、人権感覚、法令遵守の意識が欠如した極めて悪質なものであります。公教育への信頼を著しく損なう不祥事が続けて発生したことを厳しく受けとめ、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。

今後は、市町村教育委員会や校長会などと連携をより一層図りながら、不祥事の根絶に向けた指導を徹底してまいります。教職員一人一人が子供たちの模範となるべき教育公務員としての職責を改めて自覚し、高い倫理観を確立し、子供たちのために一丸となって職務に取り組むことで県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど小中学校課長及び高等学校課長から説明をさせていただきます。

それでは、議案の御説明をさせていただきます。

教育委員会所管の議案は、平成30年度高知県一般会計予算など予算議案の4件でございます。

まず、平成30年度当初予算について御説明いたします。

お手元にお配りしております資料で青ラベル、教育委員会とありますうち表紙に教育委員会資料、議案説明資料と記載しております資料の1ページをお開きください。

平成30年の当初予算の総括表でございます。

まず、一般会計予算につきましては、総額で932億9,854万4,000円で、平成29年度当初予算額と比較しますと27億2,497万9,000円の減額、前年比97.2%でございます。このうち教職員の給与や退職手当などの人件費は715億5,000万円余りで、前年度比約10億円の減、人件費を除きまして、いわゆる政策的な予算額としましては217億4,000万円余りで、約17億円の減となっております。

下の表をごらんください。人件費を除く予算の主な増減項目を示しております。増額の主な要因としましては、一番上にあります高知国際中学校・高等学校と須崎総合高等学校の施設整備や、2番目の県立学校施設の非構造部材の耐震化などについて、5カ所の工事

に着手することなどによるものでございます。

下段の減額の主な要因としましては、一番上の新図書館等複合施設建築工事等が完了したことによるものでございます。

次に、3ページをお願いします。

平成30年度当初予算につきまして、教育等の振興に関する施策の大綱と、第2期教育振興基本計画に掲げた施策の基本方針に沿ってポイントを整理したものでございます。内容につきましては次ページ以降で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

来年度に向けた教育大綱のうち、チーム学校の構築のさらなる推進について、ポイントとそれに沿った主な予算などをまとめたものでございます。

それでは、次の5ページで内容を御説明させていただきます。5ページをお願いいたします。

小中学校における授業改善のさらなる充実についてでございます。

中段より下でございます平成30年度の取り組みとして、まず学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの徹底では、複数の教員が学年をまたがって同一の教科を担当する教科の縦持ちを推進するため、中学校組織力向上のための実践研究事業の指定校を12校ふやして31校とし、縦持ちが可能な規模の中学校全てに取り組みを広げてまいります。

右に行きまして、高知市教育委員会と連携した指導体制の構築では、県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の学力向上の取り組みを推進するため、高知市教育委員会に新たに設置する学力向上推進室に指導主事を派遣することで、県市が共同して授業改善の徹底を図ってまいります。

6ページをお願いいたします。

高等学校におけるチーム学校の構築の取り組みでは、学力定着把握検査で最も学力が低い層と言われますD3層の生徒の基礎学力の向上を図るため、資料一番下の中ほどにありますとおり、高等学校課内に新たに学校支援チームを編成し、各校への定期的な訪問により授業改善やカリキュラム・マネジメントの強化に向けた具体的な助言や指導を行うことで、基礎学力の定着、向上に向けた取り組みの実践、検証、改善のサイクルの確立を目指してまいります。

その上で、右側でございます社会的、職業的自立に必要な力の育成に向けて、多様な進路希望支援事業において、各校において社会的自立のための進路支援プログラムの改善、充実に取り組むことで、生徒が希望する多様な進路希望の実現につなげてまいります。

7ページをお願いいたします。

チーム学校の構築による教員の働き方改革の推進です。

一番上の対策のポイントにありますように、県教育委員会と市町村教育委員会、学校が

連携して教員の働き方改革を推進することで、資料右側にありますように、子供と向き合う時間の確保と働き方に関する意識改革を目指して、中ほどにありますように3つの取り組み、学校組織マネジメント力の向上、業務の削減・効率化、地域・外部人材の活用の視点から取り組みを進めてまいります。

まず、学校組織マネジメント力の向上につきましては、学校現場における業務改善加速事業の対象校を4市6中学校から6市8中学校、13小学校に拡充するとともに、公立学校長を対象としたマネジメント研修を実施し、また全県立学校にICTを活用した勤務時間把握のためのシステムを導入いたします。

次に、業務の削減・効率化については、市町村立学校への統合型校務支援システムの導入を検討していくとともに、運動部活動ガイドラインの作成と関係団体との協議により、部活動の負担軽減を図ってまいります。

地域・外部人材の活用では、運動部活動の単独指導や対外試合などの引率が可能な運動部活動指導員を配置するとともに、教員の負担軽減のためのスクールサポートスタッフを配置いたします。これらの取り組みを進める中で、資料中ほどにありますように、学校においても校長によるマネジメントのもと、実効ある取り組みを進めてまいります。

8ページをお願いします。

ここでは先ほど御説明した事業を含めまして、小中学校でのチーム学校の構築による学力向上の取り組みの全体について記載をしております。

9ページをお願いいたします。

小中学校の徳の向上に関する取り組みでございます。

生徒指導上の諸問題の改善につきましては、未然防止の観点から、道徳教育実践プランと高知夢いっぱいプロジェクト推進事業を推進してまいります。また、早期発見、早期対応の観点から、いじめ防止対策等総合推進事業と教育相談体制充実費による取り組みを進めてまいります。

なお、教育相談体制の充実に関する取り組みにつきましては、後ほど御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

高等学校、特別支援学校でのチーム学校の構築による知・徳の向上でございます。

左のチーム学校の構築による学力向上では、校長を中心とした学校のマネジメント力を高めるとともに、新学習指導要領も見据え、主体的・対話的で深い学びを実現するための学習指導方法の改善や、大学入試共通テストなどの課題に向けた教員研修を充実し、個々の教員の指導力向上を図るとともに、外部人材なども活用しながら、チーム学校としての組織的な取り組みをさらに強力化してまいります。

11ページをお願いします。

チーム学校の構築による体のさらなる向上です。

主な対策の1つ目、体育授業の改善に向けた取り組みでは、スクールサポートスタッフを活用した取り組みに加え、幼児、児童生徒の健康づくり、体力の向上を総合的に支援するうちの子ども健康・体力支援委員会を設置し、具体的な課題に対する取り組みや成果の検証などを行ってまいります。

主な対策の2つ目の健康教育の充実では、健康教育を推進する上で中核となる教員の育成や、がん教育総合支援事業として、研究推進校における実践研究や専門医などの外部講師の派遣など、がん教育の効果的な実践の定着に向けた取り組みを行い、健康教育のさらなる充実を図ります。

主な対策の3つ目の運動部活動の充実と適正化では、本年度に引き続き専門的な指導者の派遣や、運動部活動支援員の配置を行う配置促進に取り組みますとともに、スポーツ庁が本年度中に策定する運動部活動ガイドラインに基づく運動部活動指導者ハンドブックの作成・配布や、研修会などを通じて望ましい運動部活動の運営のさらなる周知徹底を図ります。また、新たに運動部活動指導員派遣事業として、運動部活動の単独指導や対外試合などの引率が可能な指導員を配置し、さらなる運動部活動の充実と教員の負担軽減を図りますとともに、県立高等学校における運動部活動強化拠点校及び推進校への指導者の配置や活動費の支援など、競技力の向上に向けた取り組みも引き続き進めてまいります。

12ページをお願いいたします。

厳しい環境にある子供たちへの支援の一層の徹底です。

まず、就学前の取り組みとして、資料中ほどですが、保育所への家庭支援推進保育士の配置やスクールソーシャルワーカーの活用をさらに進め、関係機関と連携して支援する体制を整えてまいります。

小・中・高の知・徳・体の課題に対する共通の取り組みとしましては、資料上部の学校支援地域本部等事業では、支援から連携・協働への展開を推進するとともに、県立高校も含めた33市町村、223校に設置を拡大し、活動を支援してまいります。また、放課後子ども総合プランにおいて児童クラブの設置拡大を図ってまいりますとともに、若者の学びなおしと自立支援事業では、若者サポートステーションにおいて社会的自立に困難を抱える若者への就学や就労に向けた支援を行ってまいります。さらに、来年度は学び直しの機会の充実を図るために、夜間中学の設置に向けた検討を進めるための協議会を設置することとしております。

知の課題に対する取り組みといたしましては、小中学校の放課後などにおける学習支援事業では、授業から放課後までの一貫した学習支援をさらに充実させます。また、高等学校においても学習支援員を継続して配置し、放課後などの補習による学習支援の充実を図ってまいります。

続いて、徳の課題に対する取り組みです。スクールカウンセラーにつきましては、全ての公立学校への配置と、不登校児童生徒の多い市の教育支援センターに対し、アウトリーチ型のスクールカウンセラーの配置を拡充しておりますが、今後も一層効果的な配置に努めてまいります。スクールソーシャルワーカーにつきましても33市町村と22県立学校に配置し、効果的に活用されるよう取り組みを進めてまいります。その上で、来年度は不登校の予防やいじめの防止に向けた総合的な支援体制の強化を図ってまいります。

詳しくは次の13ページで御説明させていただきます。

来年度に向けた取り組みといたしまして、右側に大きく2点上げております。まず、1点目の抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現における1つ目ですが、各学校において実施される校内支援会の強化を図ってまいります。支援の必要な児童生徒のリストや個別支援シートの作成活用などを進めてまいります。

2つ目の保幼・小・中・高の連携の強化として、情報の引き継ぎの徹底を全ての保幼と学校間で進めるとともに、小中間では校内支援会への相互参加についても進めてまいります。

さらに、3つ目の高等学校の進学校における支援の充実も図ってまいります。

2点目の教育委員会・関係機関などの学校に対する支援の強化では、各教育委員会単位での情報収集と支援を実践していくことや、学校に登校できていない児童生徒の居場所や学習機会の確保、さらに心の教育センターの機能強化といったことを進めてまいります。

14ページをお願いいたします。

就学前の子供たちの教育・保育の充実です。

左側の一番上の幼児教育の推進体制構築事業では、子供たちの育ちと学びを小学校に円滑につなぐため、今年度策定いたしました高知県保幼小接続期実践プランを活用し、市町村や小学校区における保幼小接続期実践プランの作成や実践を支援いたします。

右側の親育ち支援では、親育ち支援啓発事業や基本的な生活習慣向上事業などにより、保護者の子育て力の向上を図ってまいります。

15ページをお願いいたします。

市町村教育委員会との連携・協働の充実強化です。

真ん中にごございます教育版「地域アクションプラン」推進事業では、教育大綱や第2期教育振興基本計画の基本方向などを踏まえ、知・徳・体の目標達成に向けて推進される各市町村の自主的、主体的な取り組みを支援してまいります。

右側にごございます志・とさ学びの日明治150年記念人材育成事業につきましては、ことし明治150年を迎えることを契機に、従来のとさ学びの日の取り組みの充実を図り、幕末維新博の施設などを活用したフィールドワークなどにより、土佐の偉人の活躍や志を学ぶことを通じて、主体的に未来を切り開く志を持った人材の育成につなげる事業を実施いた

します。

同じく15ページの下段にございます生涯にわたって学び続ける環境づくりをごらんください。新図書館等複合施設オーテピアにつきましては、7月24日の開館に向けて図書の移転などの準備を着実に進めますとともに、広報についてもしっかりと行ってまいります。

また、右側にございます高知みらい科学館につきましても、高知市の運営に要する経費を負担し、県内全域の理科教育及び科学文化の振興を図ってまいります。

16ページをお願いいたします。

学校等における南海トラフ地震対策についてでございます。

まず、資料左側①の県立学校の耐震化につきましては、地震発生時に避難所となる県立学校体育館の避難所機能を維持するため、非構造部材などの耐震対策に係る設計委託や工事などを行ってまいります。

②の保育所・幼稚園等の耐震対策の推進につきましては、来年度は室戸市、須崎市、土佐清水市、中土佐町各1園に対しまして高台移転の施設整備への補助を行います。

次に、文化財の防災対策では、高知城の石垣カルテの作成や旧岡家住宅の修復に係る費用などを計上しております。

次に、右側の防災教育の徹底では、引き続き高知県安全教育プログラム震災編による防災教育の指導方法を防災教育研修会など教職員に徹底するとともに、副読本などの教材を活用し児童生徒に防災教育を浸透させてまいります。

このうち③実践的防災教育推進事業では、県内9校をモデル校に指定し、実践的な防災教育に取り組み、その内容を授業公開や研修会などにより県内全域に広め、県全体の防災教育の内容充実を図ってまいります。また、高知県高校生津波サミットを今年度に引き続き開催し、高校生が学習会や被災地訪問などを通じて防災に関する知見を高め、主体的な防災活動を積極的に行えるよう支援してまいります。

17ページをお願いいたします。

最後に、県立高等学校再編振興計画の推進についてでございます。

右上のグローバル教育推進事業では、本年4月の高知国際中学校の開校とあわせまして、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を推進校としたグローバル教育を一層推進し、本県の地域振興や産業振興に資する人材の育成を図ってまいります。また、先導的な学校づくりを進めるため、国際バカロレアのプログラムを指導できる教員の育成など、国際バカロレア認定に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、施設整備費では、現在の高知西高等学校の敷地に高知国際中学校・高等学校を設置するための既存校舎の改修などや、須崎工業高校と須崎高等学校を統合し、現在の須崎工業高等学校の敷地に設置する須崎総合高等学校の校舎の増築、新体育館の建築、既存校舎の改修などに引き続き取り組んでまいります。

なお、後期の実施計画につきましては、本年12月の策定を目指して議論を進めているところでございます、4月には中間取りまとめを発表する予定でございます。

以上が平成30年度当初予算案の概要でございます。

ここで平成30年度の教育委員会の事務局の組織体制についてあわせて御説明させていただきます。資料の18ページをごらんください。

まず、チーム学校の構築のさらなる推進に向けた1つ目のポイント、高知市と協働した学力向上に向けた取り組みの強化といたしまして、先ほども御説明いたしましたけれども、小中学校における学力向上に向けて、県内の児童生徒の約半数を抱える高知市と県が協働し、学校経営や授業改善を指導、支援する取り組みを進めるため、高知市教育委員会が新設する学力向上推進室に小中学校課から指導主事を派遣いたします。

次に、2つ目のポイント、高等学校における授業改善などの取り組みの推進としまして、高等学校における基礎的な学力の定着向上に向けて、各校がチーム学校として教科会を柱とした授業改善やカリキュラム・マネジメントの強化に取り組むよう、学校訪問による実践的な指導を実施するため、高等学校課内に企画監をリーダーとする学校支援チームを新設いたします。

次に、3つ目のポイント、2020こうち総文の開催に向けた取り組みの本格化では、平成32年度に本県で開催予定の全国高等学校総合文化祭について、全国から約2万人の生徒が集い開催する文化の祭典を成功に導き、高知県の魅力発信と芸術文化の活性化につなげるため、高等学校課内に全国高等学校総合文化祭推進室を新設し、開催に向けた取り組みを推進する体制を整備いたします。

続きまして、厳しい環境にある子供たちへの支援の一層の徹底に向けましては、増加するいじめの重大事態などに対応するため、人権教育課にいじめ問題対策担当チーフを新設し、いじめ防止に向けた体制強化を図るとともに、従来対応に当たっていた生徒指導担当や児童生徒支援担当の業務を再整備し、各担当がいじめ問題対策、生徒指導、不登校対策などの課題に特化し集中的に対応できる体制を整備いたします。

続きまして、生涯にわたり学び続ける環境の充実・整備に向けましては、平成30年7月に開館する新図書館等複合施設オーテピアについて、オーテピア高知図書館の図書館サービスの充実を図るため、図書館司書などの体制を強化するとともに、県内全域の理科教育、科学文化の振興を図るため、高知市教育委員会が運営する高知みらい科学館に高等学校課から指導主事を派遣いたします。

続きまして、平成29年度一般会計補正予算、高等学校等奨学金特別会計補正予算について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

平成29年度2月補正予算総括表でございます。

一般会計補正予算につきましては、退職者が見込みを下回ったことなどにより、退職手当の減、高知国際中学校・高等学校、須崎総合高等学校の施設整備に係る入札残などによる執行残の減額など、総額で17億6,000万円余りの減額補正をするものでございます。

高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましては、奨学金の貸与者が見込みを下回りましたことから、7,000万円余りの減額をするものでございます。

それぞれの予算議案につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

次に、報告事項でございます。

冒頭に御説明いたしました教職員の不祥事のほかに、教育等の振興に関する施策の大綱及び第2期高知県教育振興基本計画の改訂案について、そして平成29年度高知県学力定着状況調査結果について、中学校夜間学級の設置について、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」策定について、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についての5件でございます。それぞれの案件につきまして担当課長から御説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします審議会等の12月議会以降の開催状況を御説明させていただきます。

審議会等と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。

今回御報告させていただくものは、網かけをしているものでございまして、第2期高知県教育振興基本計画推進会議、高知県教員育成協議会、高知県公立学校施設整備期成会、高知県児童福祉審議会保育部会、高知県社会教育委員会、次のページの高知県文化財保護審議会、高知県いじめ問題対策連絡協議会をそれぞれ開催しております。このうち高知県文化財保護審議会につきましては、旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫などに関する専門家の意見をお聞きするため諮問を行いましたところ、建造物について国登録有形文化財及び県指定文化財に相当する旨の答申をいただきました。県としましては答申を踏まえ、保存活用についての検討を行いました。結論を得るにはさまざまな選択肢の検討を含め、なお熟慮が必要と判断し、財務事務所に対して本年2月末となっております土地、建物処分の留保について1年延長する旨申し出を行い、承諾いただいたところです。

私からの総括説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈教育政策課〉

◎坂本（孝）委員長 最初に、教育政策課の説明を求めます。

◎酒井教育政策課長 教育政策課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、平成30年度当初予算について御説明いたします。

資料②議案説明書当初予算の585ページをごらんください。

まず、歳入について主な内容を御説明いたします。

9番、国庫支出金でございます。11教育費補助金、(2)教育政策費補助金の無線システム普及支援事業費等補助金は、災害時の指定避難所等になっております県立学校への公衆無線LAN環境の整備に対する国からの補助金でございます。

10番、教育費委託金は、文部科学省の基幹統計、社会教育調査の実施に係る委託金でございます。

586ページをごらんください。

12教育債は、県立学校への公衆無線LAN環境の整備に係る県債でございます。

587ページをごらんください。

続きまして、歳出について右側の説明の欄に沿いまして、主な内容を説明させていただきます。

まず、教育政策費でございます。1番、特別職給与費は教育長の給与費、次の人件費は、教育委員会事務局の一般職の職員の給与費でございます。

次に、3番、教育振興費でございます。まず、教育委員会委員報酬は5人の教育委員の報酬でございます。

588ページをごらんください。

明治150年記念地域学習等実施委託料は、明治150年を迎える平成30年を契機に、児童生徒が幕末維新期の郷土の先人たちの活躍や生き方、志を学ぶフィールドワークを実施するための経費や、それらの学習成果を発表するための成果発表会の実施等に係る経費でございます。

訴訟事務委託料は、訴訟に備え弁護士に支払う着手金について、あらかじめ計上しているものでございます。

地域教育振興支援事業費補助金は、教育大綱及び第2期高知県教育振興基本計画の施策の基本方向等を踏まえ、各市町村の自主的、主体的な取り組みを教育版地域アクションプランとして位置づけ、支援を行うものでございます。

次の事務費は、教育委員会の活動経費を初め教育政策課の運営に要する経費などを計上しております。

次に、4教職員費でございます。職員研修負担金は、本県の学校の力をもう一段高めるための取り組みの核となる教員の計画的な育成を図るために行っております高知大学及び鳴門教育大学の大学院への教員の派遣に係る入学金及び授業料の半額を負担するものなどでございます。

次の事務費は、大学院や国が行う中央研修への教員派遣、県外での教員人事交流に係る旅費等でございます。

次に、5番、情報教育推進費でございます。教育ネットシステム再構築等委託料は、県内の教育機関にインターネット接続などの情報通信環境を提供する現行の教育ネットシス

テムが運用開始から5年を経過することに加え、情報漏えいやサイバー攻撃などの被害を未然に防ぐための高度なセキュリティー機能を求められていることを踏まえ、情報セキュリティークラウド機能を持つ教育ネットシステムの再構築及び運用保守を行うための経費でございます。

次の県立学校校務支援システム運用保守委託料は、県立学校における情報資産を災害などから守るとともに、教職員の成績処理などの事務処理を効率化し、業務負担の軽減を図るため、平成28年度から導入しております校務支援システムの運用保守に係る経費でございます。

県立学校校務支援システム改修委託料は、学校における教員の勤務時間を正確に把握、管理するため、県立学校の既存のパソコンを用いて教職員みずからが出勤時刻と退勤時刻を簡単に素早く打刻できる機能や、勤務時間の集計機能を整備するための校務支援システムの改修に係る経費でございます。

県立学校LANシステム運用保守委託料は、各県立学校の情報通信基盤である校内LAN及び全ての県立学校で使用いたしますコンピューターを、安全かつ確実に管理するための基幹情報システムであります県立学校LANシステムの運用保守に係る経費でございます。

589ページをごらんください。

次の県立学校情報通信設備整備委託料は、指定避難所等となっております県立学校36校に無線LANアクセスポイント等を設置し、大規模災害発生時に誰でも利用できる公衆無線LANとして、災害情報の受発信ができる環境を整備するとともに、平常時には児童生徒や教職員が学習活動等に活用できるように、無線環境を切りかえ運用するための経費でございます。

次の県立学校情報セキュリティ強化対策事業委託料は、県立学校におけます情報セキュリティの抜本的な強化を行うため、児童生徒の成績を初めとする個人情報を含む機微情報を扱う校務系システムと、ウェブ閲覧やインターネットメールなどのシステムとの通信経路の分離後、インターネットに接続して授業や業務を行うために必要な端末等の保守管理に要する経費でございます。

次の学校情報通信技術活用促進事業委託料は、学校におけるICT機器やアプリケーションの操作等に関するヘルプデスク機能等を委託するための経費でございます。

次の事務費は、教育ネットシステムに係る回線利用料や県立学校におけるソフトウェア使用料でございます。

次に、7番、教育センター費の1番、教育センター管理運営費でございます。一般職給与費は、教育センターの一般職の職員の給与費でございます。

清掃等委託料は、教育センター本館及び分館の清掃、警備及び機械の保守点検等を委託

するための経費でございます。

教職員研修管理システム運用保守委託料は、研修に係る出席申し込みや決裁等の事務処理を電子化するとともに、教職員の研修履歴を一元管理することができる教職員研修管理システムの運用保守を委託するための経費でございます。

運営費は、教育センターの運営に要する経費でございます。

次に、2番、教員基本研修費でございます。これは、法定研修であります初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修のほか、2年、3年、4年次の教職経験者研修や、校長や教頭等を対象といたします管理職研修などの実施に要する経費のほか、若年教員の配置校におけるOJTを強化するための若年教員育成アドバイザーに係る経費などがございます。

590ページをごらんください。

3番、教員専門研修費でございます。これは、特別な支援を要する児童生徒への指導力などの向上を図る職務研修、教科の専門性と実践的な授業力などの向上を図る教科等研修、人権教育に係る指導力などの向上を図る人権等教育研修などの実施に要する経費でございます。

次に、4番、教育研究指導費でございます。これは、本県の直面する教育課題の解決に向けた専門的研究を長期の研修として実施するほか、中学校数学教員に対する教育センターでの半年間の集中研修や、外国語教育を推進するための県内の教育研究団体等と連携した研修を行うための経費でございます。

次に、5番、教科研究センター費でございます。これは、教員の自主的な授業研究、教科研究活動を支援するため、県内4カ所に設置しております教科研究センターに係る利用者に対する助言などを行う指導アドバイザーの配置などの運営に要する経費でございます。

592ページをごらんください。

債務負担行為でございます。1つ目の県立学校情報通信設備等委託料は、先ほど説明いたしました県立学校への公衆無線LANアクセスポイント等の設置及び運用保守に係るものでございます。

2つ目の教育ネットシステム再構築等委託料につきましても、先ほど御説明いたしました教育ネットシステムの再構築及び運用保守に係るものでございます。

平成30年度の当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成29年度補正予算について御説明いたします。

資料④議案説明書補正予算の315ページをお願いします。

まず、歳入について主な内容を御説明いたします。

5番、県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入及び12教育債の減額は、教育センターの耐震改修工事請負費等の減額に伴うものでございます。

次に、316ページをごらんください。

歳出について主な内容を御説明させていただきます。

まず、1番、教育政策費でございます。教育振興費の減額につきましては、地域教育振興支援事業費補助金の減額は、事業実施主体である市町村等の事業費が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、2番、教職員費の減額については、大学院や国が行う中央研修への教員派遣、県外との教員人事交流に係る旅費が見込みを下回ったことによるものでございます。

317ページをごらんください。

7番、教育センター費の1教育センター管理運営費でございます。耐震改修工事監理委託料及びその下の耐震改修工事請負費は、教育センター本館の耐震改修工事に係る設計の精査による減額でございます。なお、工事は昨年6月に完了しております。

2番、教員基本研修費の減額は、教育センターで行う研修に係る経費が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上で教育政策課の説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 志・とさ学びの日明治150年記念人材育成事業について、議案説明資料の15ページに説明があるんですけども、授業での学習、フィールドワーク、学習成果発表会という3つの主な事業があって、そのうちのフィールドワークと学習成果発表会が委託料になるわけですか。委託料の内訳はその事業ですか。そうしたら授業での学習は当然学校の中でやるわけで、委託をする先と学校の授業との連携はどのように担保されていくのか。また、委託先としてどんなところを想定されているのか教えてください。

◎酒井教育政策課長 この委託につきましては、会場を借りて生徒を集めて、教育委員会でいろんなフォーラム等をやっておりますけれども、そういった発表会を開催するための運営の補助でありますとか、そういったものを予定しております。

また、フィールドワークにつきましては、県立学校においてバス代の補助等を予定しております。今予定をしております民間企業の委託先は、例えばそういうイベントを運営するような会社でありますとか、バスに関しましては旅行会社のような、フィールドワークを実施できる事業者ということでございます。学校との関係につきましては、教育内容の部分自体は県教育委員会で行うと。事業につきましては民間会社に委託する、そういう関係で構成をしているものでございます。

◎坂本（茂）委員 そうしたら、委託内容ごとに委託先が違ってくると。結局、民間企業は一括で全部受けるのではなくて、先ほど言われたフィールドワークだったらバスを手配するので運輸会社に委託し、記念式典等の実施であればイベントを手がけるようなところに委託し、委託先が幾つもあるという一括委託ではないということですか。

◎酒井教育政策課長 この委託料は、1つはフィールドワーク等を実施するための委託料、もう一つは学習成果の発表でありますとか展示とか、そういったことを行うための委託料、その2本を現在計上しているというところでございます。

◎坂本（茂）委員 フィールドワークだったらバスは手配するけれども、そこには先生と一緒に授業の一環としてフィールドワークをするんだから、内容については学校の教育という形で行われるということですか。

◎酒井教育政策課長 旅行会社とかイベント会社にお任せをするというものではございませんで、フィールドワークは主に2つ大きな柱があります。1つは各学校で行っていただくフィールドワーク、もう一つは夏休みに教育委員会事務局で、生徒100名から150名集めて1泊2日のフィールドワークを行うということを予定しておりますが、いずれにせよ学校であれば学校の教員、夏休みのフィールドワークであれば県教育委員会の担当者が同行する形で、教育活動として行っていくというものでございます。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

◎吉良委員 588ページの情報教育推進費、県立学校の校務支援システムはどのように運用する形で予算措置をしているのか。

◎酒井教育政策課長 校務支援システムにつきましては、昨年4月に全校に導入をしたというものでございます。このシステムにつきましては、来年度も引き続き実施をしますが、今回の改修委託料は新たに改修をするというところで、勤務時間管理のシステムを新たに導入するというところで予定しているものです。

◎吉良委員 県立学校全てが対象ということになるわけですか。

◎酒井教育政策課長 全ての学校が対象になっているというものでございます。

◎吉良委員 現在の支援システムは、どのような趣旨で導入されたものですか。

◎酒井教育政策課長 現在の校務支援システムは、情報資産、いわゆる情報を災害から保護するとともに、成績処理でありますとか出欠管理などの校務に関する事務処理を集約、電子化することで、教職員の業務負担の効率化、負担軽減ということで行っているというものでございます。

◎吉良委員 そのことによって学校現場のパソコンの所持というのはどういうふうに変わってきたわけですか。

◎酒井教育政策課長 学校現場のパソコンは、今県立学校については2台持っておりますが、これは校務支援システムとは別に、情報セキュリティの観点から2台持っているというものでございます。

◎吉良委員 ということは、1人の教員が2台持っているということですね。1台はセキュリティの問題で、子供たちの情報を含めて外部と接触しないものにしていくということをこのシステムで図ったということですか。そのような理解でよろしいですか。

◎酒井教育政策課長 1台は委員御指摘のとおり、児童生徒の個人情報等を扱う校務システムとして1台構えております。もう一台はインターネットに接続するというので、インターネット接続のパソコンを持っているというものでございます。正確にはタブレット型のパソコンではございますけれども、そういったパソコンを持っているというものでございます。

◎吉良委員 相当現場としては厳しく、外部との接続、特に子供の成績を含め、接続できないように厳密に管理をしていくという方針のもとでの支援システムだというふうに捉えていいですか。

◎酒井教育政策課長 今回、2台に分けている、個人情報とインターネット接続系を分けるというものは、標的型攻撃から個人情報を守るといったために、インターネット接続系に個人情報を置かないという形で、個人情報を置くのはインターネット系から切り分けて校務系のところに置きましょうということで分離をしたというものでございます。

◎吉良委員 わかりました。それをさらに今度は強化していくということですが、次のページの県立学校情報セキュリティー強化対策はどのような内容ですか。

◎酒井教育政策課長 これは教育ネットというものでございます。ウェブ閲覧とかインターネットメールでシステムを分離しまして、インターネット系の接続に必要な端末であるとか、そういったものを保守管理する経費となっております。

◎吉良委員 どのように強化するんですか。現状では弱いということですか。

◎酒井教育政策課長 インターネット系と校務系というものを分離しております。インターネット系の分離というものを平成29年度7月からシステムを構築しておりますけれども、これについて引き続き、来年度も運用するという経費でございます。

◎吉良委員 学校そのものの教育的な活動の中で、今、高大の連携ということで、新たに業者がどんどん入ってきて、子供たちの進学にかかわる情報を全て一括管理しますと、大学進学にかかわって、こういうプランがありますと、学校に売り込み営業かけてきているという情報は入ってきていますか。

◎酒井教育政策課長 売り込みかどうかは別にして、そういった各業者がシステムを構築、成績管理を業者のほうで一括する、そういうシステムを開発しているといった声があるということはお聞きはしております。

◎吉良委員 この学校支援システムを導入した経緯、趣旨からいうと、極めて慎重にそういう生徒の個人情報含めて、全部外部の民間のほうに蓄積するわけですから、対応していく事案だと思うんですが、それについてはどのような指導をなさっていますか。

◎酒井教育政策課長 外部の業者を利用するというものでございます。今回、本県でシステムをインターネット系と校務系で分けたのは、平成28年度、29年度相次いでセキュリティーに関する国のガイドラインというものが出されておまして、それに基づいて分け

たわけですが、国のガイドライン上もインターネット系でそのような業者のものを使うときには、万全なセキュリティー対策ができていない業者を選定するということがガイドラインの中で示されております。

仮に、委員御指摘のとおり、外部システムを活用するときに、セキュリティーを万全にするというのはもちろんのことをごさいますて、そこは非常に重要な問題でございますので、何社かいろんな会社があるんだと思うんですけども、当然個人情報のセキュリティーポリシーというものをきちんと確立されて、そういった万全の態勢を整えていることが前提になってくるんだらうというふうに考えております。

◎吉良委員 特定業者名を言うのとあれですけども、この間も個人情報が漏えいしている企業が今売り込みをかけてきている。そして、それについて県教育委員会は、実はうちは極めてそういう個人情報漏えいについて厳密な措置をとっている。これに対して、おたくがやるのは、セキュリティーが十分だからいいでしょうというように映るんですよ。ちゃんとやってくださいよと、知りませんよということになるわけですね。このシステム運用の保守について、各校に任せていいわけですか、各校の校長の判断に任せていいわけですか。

◎田村教育長 先ほど課長から説明したように、業者において個人情報のセキュリティーはしっかり守ってもらうというのが大前提になります。それから、その業者の持っている個人情報を県の校務支援システムに取り込むときには、取り込む際の接続のガイドラインを文部科学省でつくろうとしています。接続のガイドラインに基づいて接続した上で、システム上の無害化できるシステムを校内LANのシステムの中で持っております。まずセキュリティーを持っている業者においてしっかりとセキュリティーを保ってもらいと、接続する際も、文部科学省の接続ガイドラインにのっとって接続すると。その上で無害化をするというシステムで、データがいろんなウイルスとかそういったものを持ち込まないように無害化する、システム上そうやってやっていくというような形で活用すると聞いています。

◎吉良委員 極めて曖昧ですね。本当に漏えいしたときはどうするんですか。どこが責任をとるんですか。その業者が本当にセキュリティーが無害化で大丈夫なのかという判断をどこがするんですか。業者自体の資料で県教育委員会が判断をするんですか、各現場に任せるんですか。

◎酒井教育政策課長 システムを導入したいということであれば、まず一義的には各学校が見ていただくことにはなりますが、当然県教育委員会としては設置者としてその責任を負うことにはなりますし、また情報セキュリティーの観点からは、当課のほうもそういった観点で、満たしているかどうかというのは、国のガイドラインが示されております。先ほど教育長が申し上げたとおり、外部接続に関してはまた改めてさまざまな成果、ガイドライ

ンが出てくると国からも伺っておりますので、それに合致をしているかどうかというところを判断していくということになるかと思えます。

◎吉良委員 県は、個人情報の流出、これは危ないということで、2つもパソコンを持たせて、個人情報もうこっちへ全部入れなさいよと、こっちに入れたらだめだよと言っている一方で、セキュリティーが大丈夫かどうか、余り検討もできないけれども大丈夫だろうということで、一般の外部の民間の事業者にて全て子供たちの情報が蓄積されるなんていうことを私は許されないとしますよ。もし、さっきおっしゃったように漏えいがあれば、どう処置をしていくんですか。今までのこのシステムの流れとは全く違う流れになるわけですよ。しかも公的な立場じゃないですよ。子供たちの情報が民間の事業者にて全部入るわけですよ。漏えいしないという責任をとれますか。

◎酒井教育政策課長 今御指摘のような外部の民間事業者がこのようなシステムをつくるというのは、国のガイドライン上もこういった活用をするときには万全の対策をとった事業者を選ぶということで、その事業者そのものは事業者があることを前提として、しかしながらそこを万全のセキュリティー対策がとれているということを前提に各教育委員会のほうで、導入について検討するというのが今回、国のほうから示されているガイドラインでございます。したがって、そういったセキュリティーが万全に、個人情報の漏えいとがなされないということが確立されているところが仮に導入するのであれば、その前提になってくるんだろうと考えているものでございます。

◎吉良委員 各校の導入かどうかは、さっきおっしゃったように県教育委員会で判断をするということですか。

◎田村教育長 そもそも先ほどから言われているデータの漏えいの話ですけれども、県教育委員会は業者からデータをとってくることはありますけれども、データを出すということはありません。それは、校務支援システム内だけのやりとりになります。今業者と結んでどうのこうのと話いただいているのは、業者が例えば本県が実施する学力把握テスト、その結果を業者自身のみずから整理をしたデータがあると、そういったデータを県が利用する場合に接続をしてとってくるというような形でお話しさせていただいているので、県が持っているデータを外へ、業者に渡すとかという話ではありませんので、そのところは御理解いただきたいと思えます。

◎吉良委員 それは同じことですよ。業者の中に全ての、県下の子供たちの情報が蓄積されているわけですから、余計に問題ですよ。それは県教育委員会のものでなくて業者のものであって、県教育委員会が必要なときだけそこにアクセスして情報をいただくみたいになるわけでしょう。主客転倒ですよ。今回、そのD3を調べている診断だけじゃなくて、今私が問題にしているのは、大学進学にかかわっての新たな指導要録含めて、子供の具体的なボランティアの活動から含めて全てを網羅できますよと。そして、使えるような

テストも全部提供しますよと、さあ買ってくださいというふうに各校に来ているわけです。だから、そこが私は県教育委員会として責任を持って対処することができるのかと。県民に対して安全ですよと、大丈夫ですよと。子供たちの情報はきちんと管理されていますよと責任を持って言えるのかと私は今聞いているんですよ。導入するかどうかということについて、各校の校長任せでいいんですか。

◎田村教育長 その点については、文部科学省のほうでセキュリティーのガイドラインをつくって、それに準拠したものを業者がやるということですから、我々はそれを信用してということになると思います。

◎吉良委員 じゃあもう具体的に聞きます。ベネッセとソフトバンクが売り込みをかけているC l a s s i、これは今県立学校で使っているところがありますか、ありませんか。

◎酒井教育政策課長 現時点では使用している学校はないと聞いております。

◎吉良委員 教育長、その使用について各校長から相談を受けていますか。

◎田村教育長 私自身個別に相談は受けていません。担当課のほうではわかりませんけれど。

◎高岸高等学校課長 個別につきましては、各学校で使用を検討したいというような相談についてはあります。

◎吉良委員 それに対してどのような対応をなさっていますか。

◎高岸高等学校課長 現状、県としてC l a s s iを一斉に進めるとか進めないとかというようなことではありませんので、各学校の現状としていろんな検討段階にあるということでございます。

◎吉良委員 検討する際において、県立学校校務支援システムの趣旨からいって、どのような説明をなさっていますか。その趣旨に対応するような、校長に対する指導をなさっているんじゃないんですか。

◎高岸高等学校課長 そこは教育政策課と連携をとりながら、セキュリティーポリシー等の面については確認をしながら進めていく必要があるかと思えます。

◎吉良委員 結局、高等学校課は今のところは各学校が判断するというふうな対応ですか。それとも県教育委員会が全部まとめて、そのような対応については判断しますという方向ですか。現状、どちらですか。

◎高岸高等学校課長 現状としてまとめて判断というような形はとっておりません。県教育委員会としてC l a s s iを導入し進めるといような判断もしておりません。

◎吉良委員 支援システムを運用した目的からいっても、今のC l a s s iは矛盾することになるということを指摘しておきます。国がどのような対応をさせるようにしているのか知りませんが、いずれにしても本県がこの間とってきた支援システムの趣旨からいって、これは各学校任せにせずに、きちんと責任を持って県民に対して説明できるよう

な、県教育委員会としての対応策をとるべきだということを求めておきたいと思っておりますけれども、教育長どうですか。

◎田村教育長 基本的にC l a s s iにしても県教育委員会で進めているのはスタディサプリというシステムがありますけれども、どちらにしてもインターネット系で学習支援をそれで受けるというのが第一義です。校務支援システムとの関連で言えば、そういうことをやったときに、業者側にはその受けたことによるデータがたまります。そのデータが県教育委員会がいろんな学習分析、成績分析ということを知りたいときに、データとして活用したいというときに持ってくるということはあると思います。それはありますけれども、先ほど申し上げたとおり、十分にセキュリティーを確保した上で業者側からデータをもたらしてくるという立場ですので、県教育委員会から業者に対してデータを出すとかという話ではなくて、それは全く校務システム内でセキュリティーがしっかりと守られた中で運用されるということですから、そういう面ではそんなに問題があると私自身は思っていないですけれども。

◎吉良委員 答弁になっていない。

◎田村教育長 基本的にはインターネット系の利用ですから、そのことについて、県教育委員会がインターネット系を制限するという考え方は持っておりません。

◎吉良委員 最後に確認しますが、それは今のところ、各学校校長の判断に任すということですね。

◎田村教育長 そうということです。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

ここで一旦休憩します。再開は午後1時25分とします。

（昼食のため休憩 12時18分～13時23分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈教職員・福利課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎坂田教職員・福利課長 教職員・福利課です。

まず、平成30年度当初予算につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料②議案説明書の593ページをお願いいたします。

歳入につきまして、ページの中ほどの節の区分に沿って主なものを説明します。

一番上の（1）庁舎等使用料は、教職員住宅の敷地に設置しております電柱などの目的外使用許可に係る使用料収入となります。

次の（1）教育職員検定手数料は、教員免許状の交付や免許更新に係る手数料収入でござ

ざいます。

1つ飛びまして、(4)教職員・福利費補助金は、平成30年度に実施いたしますスクールサポートスタッフを小中学校へ配置をするための国庫補助金でございます。

次の(3)教職員・福利費委託金は、学校現場の業務改善を推進するための研究等に要する経費に係る国からの委託金でございます。

594ページをお願いします。

(1)土地売却収入とその下の(2)建物売却収入は、売り払いを予定しております教職員住宅の売却収入を計上しております。

1つ飛びまして、次の(4)退職手当債は、公立小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局の職員などの退職手当に充当するものでございます。

その下の(5)職員住宅整備債は、教職員住宅の改修工事請負費に充当するものでございます。

595ページをお願いいたします。

歳出につきまして、右側の説明の欄に沿って説明をさせていただきます。

まず、1一般管理費の退職手当は、公立小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局職員、臨時教職員などの退職手当でございます。

次の公務災害補償基金等負担金は、教職員の公務上の災害や通勤途上の災害に対し、その補償を行うために設置されております地方公務員災害補償基金への負担金でございます。

次の2の福利厚生事業費の定期健康診断等委託料は、県立学校の教職員の定期健康診断等を実施するための経費でございます。

596ページをお願いいたします。

一番上の職員健康診断等委託料は、県教育委員会事務局職員の定期健康診断などを実施するための経費です。

人間ドック事業負担金は、公立学校共済組合高知支部が実施する県立学校と事務局の教職員の人間ドックに係る経費の一部を負担するものでございます。

衛生管理者講習会等負担金は、衛生管理者の資格試験の事前に行われる講習会などを受講するための負担金でございます。

次の事務費ですが、主なものは教職員数50人以上の県立学校に配置が義務づけられております学校管理医に対する謝金や、県立学校や事務局の管理職などを対象とするメンタルヘルス講習会に要する経費でございます。

3教職員住宅等整備費の測量設計等委託料は、教職員住宅建築後の工事損害事後調査や耐震改修工事の管理、老朽化し使用する見込みのない住宅を処分するための用地確定測量などを委託するものでございます。

次の教職員住宅管理委託料は、教職員住宅の維持管理業務を高知県住宅供給公社に委託するための経費でございます。

教職員住宅賃借料は、県立学校の教職員住宅につきましては、平成14年度まで公立学校共済組合の資金を借り受けて建設してまいりました。現在、償還の対象となっております教職員住宅は、平成10年度から14年度までに建設しました10棟60戸となっておりますが、この賃借料は償還に要する経費となっております。

改修工事請負費は、南海トラフ地震に備え、中芸高校校長公舎の耐震改修工事に要する経費でございます。

1つ飛びまして、補償補填賠償金は、教職員住宅工事に係る周辺家屋の工事損害補償に要する経費でございます。

次の事務費の主なものは、教職員住宅を処分するための不動産鑑定に要する経費でございます。

次の4教育振興費でございます。まず、教育関係職員名簿作成等委託料は、小中学校、高等学校、市町村教職員の教育委員会の職員などの名簿を作成するための経費となります。

その下の事務費の主なものは、芸術文化・スポーツなどの分野で他の児童生徒の模範となる活動や功績が顕著な者を表彰し、その努力と成果をたたえる児童生徒表彰に要する経費や、永年勤続者や教職員の地道な教育実践をたたえる教職員等表彰に要する経費となります。

597ページをお願いいたします。

5教職員費でございます。まず、健康診断委託料ですが、当課で雇用する予定の臨時的任用職員の健康診断に要する経費です。

次の適性検査判定委託料は、教員採用選考審査などにおける適性検査を委託して実施するための経費です。

選考審査筆記問題作成等委託料は、教員採用審査における問題作成や採点業務などを委託して実施するための経費です。

総合人事給与システム運用保守委託料は、教職員に係る総合人事給与システムの運用保守に必要な経費でございます。

退職手当算定システム改修委託料は、退職手当に係る算定システムの改修に必要な経費となります。

教員業務改善研究委託料は、学校現場の業務改善を推進するための研究に要する経費でございます。

教員免許管理システム運営管理費負担金は、教員免許の更新事務等を円滑に行うため、全国統一の教員免許管理システム運用保守などに係る経費を負担するものです。

校務支援員活用事業費補助金は、県内の小中学校に配置するスクールサポートスタッフ20名分の賃金等の補助に係る経費でございます。

事務費の主なものは、教員採用審査に要する経費や、教員免許法に基づく免許状を授与するための経費、学校現場の業務改善を推進するための研究に要する経費などでございます。

次に、計の欄をごらんください。当課の平成30年度の当初予算額は89億3,036万7,000円と、前年度に比べまして12億786万9,000円、約12%の減となっております。これは平成30年の退職予定者の人数と退職手当の引き下げによるもの、教職員住宅の建築工事に係る経費の減が主なものでございます。

続きまして、補正予算につきまして説明をします。

お手元の資料④、318ページをお願いします。

歳入でございます。ページの中ほどの節の区分に沿って説明をします。

(1) 県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入と、一番下にあります(4) 職員住宅整備債は、この後説明します歳出予算の減額と、これにあわせて財源の更正をするものでございます。

次に、上から2つ目の(3) 退職手当債、これにつきましても同様に、歳出予算の減額と財源の更正をするものです。

歳出予算につきまして、319ページの右側の説明の欄に沿って説明をします。

まず、1 一般管理費の退職手当の減額は、勸奨退職者数が見込みを下回ったことや、条例改正に伴う支給額の減少によるものでございます。

次に、2 教職員住宅等整備費の測量設計等委託料の減額は、職員住宅の新築工事監理委託料の執行残を、その下の工事請負費の減額は、教職員住宅の建築工事請負費の執行残をそれぞれ減額するものでございます。

最後に、繰越明許費につきまして説明いたします。

320ページをお願いいたします。

教職員住宅等整備費は、教職員住宅の建築工事につきまして、計画調整に日時を要し、平成29年度中に事業が完了しないことから、繰り越しをお願いするものでございます。

教職員・福利課の説明は以上でございます。

◎坂本(孝)委員長 質疑を行います。

◎西森委員 校務支援員の関係で教えていただければと思います。これたしか本年度ですか、数校やっていたと思うんですけども、それをいよいよ本格的に20校予定しているということなんですけど、この20校はどういう形で決定されていくのか。

◎坂田教職員・福利課長 今年度、高知市のモデル校3校で実施をいたしました。その成果が非常に現場の教員の方からも効果的だというお話があり、新年度の国の事業の中でも

スクールサポートスタッフという形で位置づけがされましたので、現在国のほうに申請中でございます。その中で、今年度4市で業務改善の事業をやりました。高知市、南国市、土佐市、四万十市ですけれども、それに来年度は香美市と香南市を追加しまして、6市で小学校12校、中学校8校で現在国へ申請をしておる最中でございます。主に大規模校中心となります。

◎西森委員 そのスタッフというのはどのような方がつかれるのか教えていただきたい。

◎坂田教職員・福利課長 ことし高知市に配置した方も臨時職員のようなイメージでございます。地域のOBの方とか保護者の方とか、一定学校のことについても、どういう学校であるとか、そういったことを知っている方が望ましいかなと思いますけれども、一般的にこういう資格がなければいけないとか、そういうものではございません。

◎西森委員 行う仕事というのは、今年度やっている3校と内容的には同じような内容なのでしょうか。どんな内容になるのでしょうか。

◎坂田教職員・福利課長 今年度実施しました3校の業務の内容をお話しさせていただきますと、プリントの印刷であるとか製本とか、あるいは学校徴収金の集金や口座の諸会計の業務を手伝っていただいたりとか、あるいは物品、教材の整理とか、そういったものでございます。来年度国のほうが事業をするわけですけれども、国のほうの事業の中で示されているものもほぼ同じようなものでございます。

◎吉良委員 教員業務改善研究委託料、これを詳しく。

◎坂田教職員・福利課長 今年度、高知市で事業を実施しましたがけれども、それを引き続いて2年目ということで実施したいと考えています。今年度は高知市の中では3校ということで、潮江と三里と大津でやりました。来年度は、その3つの中学校の管内の小学校を広げていくようなイメージであります。その中で、今年度勤務時間の管理であるとか、小学校は部活はございませんけれども、部活の取り組みであるとかいろいろな取り組みをやってきましたので、基本的には各学校の中で、業務改善委員会のものを管理職が中心になってつくっていただきます。その中で、教員の先生といろいろ話ししながら、学校ごとの課題もございまして、今言った勤務時間管理であるとか業務改善につながるものを業務改善委員会の中で話をしながら、具体的に学校に応じた形で進めていくようなことを想定しております。

◎吉良委員 昨年一年間で課題として捉えられたもので、具体的にこの研究の段階ではなくて、予算化されたというものはあるんですか。

◎坂田教職員・福利課長 今年度やった中で、スクールサポートスタッフ3名が20名ということになりました。それと中学校のほうで言いますと、部活動指導員ということで、引率であるとか指導ができるものが国のほうでも制度化されましたので、大きくはこの2つになると思います。それと高知県の中で言いますと、校務支援システムを県立のほうでや

りましたけれども、それを小中学校のほうでも、業務改善の面では相当大きな効果ありますので、進めていきたいということで研究会を立ち上げて、こういったことができるかということを検討し始めております。そういったものが非常に特徴かと思えます。

◎吉良委員 実際その任に当たっている方はどういう方なんですか。

◎坂田教職員・福利課長 学校事務の事務系の方とか、市町村教育委員会の担当者の方であるとか、そういった方が中心になります。

◎吉良委員 主には現場の子供たちと向き合う時間をしっかりと保障していただくか、先ほどおっしゃったセキュリティー関係を含めてきちんと整理していくと。そして、働き方改革を実施していくということだと思いますけれど、いずれにしても、どういう方がその任に当たっていくのかということも、具体的なところでは非常に大事なことですので、具体化に当たっては、ぜひその現場サイドの実情に精通した方を充てていくことを要望しておきます。

◎坂田教職員・福利課長 ことし業務改善の事業で進めていく中でも、キーパーソンになる方がいらっしゃいました。そういった方にも校務支援システムを勉強会の中でも、研究会立ち上げる中でもお声かけをさせていただいておりますので、しっかりそういうことをやっていきたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 スクールサポートスタッフの関係で、この方の勤務体系はどのようにになりますか。

◎坂田教職員・福利課長 当然、学校の教員の元でいろいろお手伝いをさせていただくということになりますので、基本的には春休みとか長期の休みの期間というのは配置することは考えておりません。その中で1日、今年度モデル校の中ではフルタイムということで7時間45分ございましたけれども、国が示している基準の中では1日6時間程度となっておりますので、基本的には1日6時間で、長期の休みの期間は除くというような雇用体系を考えております。

◎坂本（茂）委員 それで、単価が低いんですね。

◎坂田教職員・福利課長 時間単価につきましては、大体1人1,000円ぐらいになろうかなというふうに思っています。

◎坂本（茂）委員 時間単価は割とあるけれども、年収にしたら、さっき言われたように勤務日数、時間数が少ないということですね。

◎坂田教職員・福利課長 年間で大体42週ぐらいです。

◎加藤委員 関連ですけど、今、各学校に用務員はいらっしゃいますよね。

◎坂田教職員・福利課長 学校によっても配置されているところもありますし、いないところもあると思いますけれども、用務員の方が、そういったお仕事を手伝っているところについては、スクールサポートスタッフというものが要るのか要らないかというところは

あると思いますけれども、現在配置を考えているところにつきましては、職員室の中に配置をして、その中で随時教頭先生とか教員の方から、こういった仕事をということでお手伝いしていただくというイメージでありますので、用務員の方と重複するということではないかなというふうに思っております。

◎加藤委員 一定規模以上の小学校、中学校で配置を考えていらっしゃると思うんですけど、一定規模以上の学校で用務員がおいでなところもおいでないところもあるということでしょうか。

◎坂田教職員・福利課長 来年度20校で予定していますけれども、用務員の方がいる学校もあります。

◎加藤委員 そういう場合はその仕事のすみ分けなんかは変わってくるものなんですか。

◎坂田教職員・福利課長 効率的に仕事を進めていきたいと思っていますので、事前の調整につきましても、現場の中に例えば用務員の方がいて、そういう役割を担っているのであれば、業務の整理も含めてきちんとする中で、配置を考えていきたいというふうに思っています。

◎明神委員 一定規模とは何人ですか。

◎坂田教職員・福利課長 現在予定している学校の中で申しますと、一番大きいところで28学級というところもございますし、今年度モデル事業でやった学校の中では、例えば大津中学校も配置を予定しておりますけれども、9学級ということになりますので、そこにつきましては文部科学省のほうも各県の配置といいますか、計画については任せるといふふうに言ってくれていますので、今年度やったモデル校を中心に、高知市の大規模校を見ながら配置を考えておるといふ状況でございます。

◎明神委員 小学校の1年から6年まで含めて28学級と、そういう捉え方でいいですか。

◎坂田教職員・福利課長 今28学級と申し上げましたが、大篠小学校は28学級でございます。高知市内で申しますと、初月小学校が29学級でございますので、ここなんかも当然対象になっておるといふことです。

◎野町委員 教員の多忙化とか働き方改革ということで、本議会の質問戦でも随分ありましたが、先ほど来、いろんな補助員的な方々をふやしていくというお話をお聞きしているんですが、健康診断とか、あるいはメンタルヘルスとか、そういう部分での問題がいろいろ言われる中で、教育委員会として来年度に向けた工夫とか改善点とか、そういったところは何かあるんですか。

◎坂田教職員・福利課長 今年度、モデル校でやった中でも、勤務時間を具体的に把握するという中で、管理職はきちんと現場の教員と話ししていく、ある意味当然なわけですがけれども、声かけであるとか、そういったことは具体的にできてきています。まずはその職場環境の中で時間管理、健康管理を管理職が中心になって、声をかけていくということか

と、それが一番だと思っております。

◎野町委員 人間ドックの負担金なんかも出ているんですけど、人間ドックの受診率というのは、知事部局と比べてどうですか。

◎坂田教職員・福利課長 35歳以上が対象になります。その中で大体半分、49%が受診をしておる状況でございますけれど、当然年齢が上がってくると、受診率高くなっておりまますので、特にそこのあたりに問題意識というのはございません。希望されている方がほぼ全員受けられているという状況でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎中平学校安全対策課長 学校安全対策課です。

まず最初に、平成30年度当初予算案につきまして、主要な事業を中心に御説明をさせていただきます。

お手元の資料②議案説明書（当初予算）の599ページをお開きください。

歳入について、ページの中ほどの節の区分に沿って主要なものの説明をさせていただきます。

上から3行目の（1）学校安全推進費負担金は、児童生徒が学校の授業中や部活動等で負傷等した際の医療費等を給付する日本スポーツ振興センターの災害共済給付金に係る掛金について、児童生徒の保護者に負担していただくものとなっております。

（2）の県立学校使用料は、学校敷地内に設置した自動販売機や電柱、太陽光発電設備等について、目的外使用の許可をしたものに係る使用料となっております。

（5）文教施設等災害復旧費負担金は、県立学校が台風などの災害により被害を受けた際の復旧に係る文部科学省の負担金となります。

その下の（5）学校施設等整備費補助金は、施設整備の事務費に係る文部科学省の交付金となります。

（6）児童生徒支援費補助金は、地域ぐるみの学校安全体制整備事業費補助金に係る文部科学省の補助金です。

次の600ページをごらんください。

2行目の（4）児童生徒支援費委託金は、文部科学省の防災教育等のモデル事業に係る委託金となります。

（6）県立学校貸付料は、県立学校に設置しています自動販売機の売り上げ等に係る貸付料で、入札による貸付契約に基づくものとなっております。

その下の（6）普通財産貸付料は、旧久礼分校等の閉校となった学校施設を電柱等の敷地に貸したものとなっております。

(1) 県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入は、県立学校の耐震対策事業に要する経費に充当するものです。

(3) 学校安全対策課収入は、日本スポーツ振興センターから児童生徒に支払われる医療費等を受け入れするものとなります。

601ページをごらんください。

(6) 高等学校等施設整備事業債は、県立学校の施設整備に充当するものです。

次の(2) 県有施設等災害復旧債は、県立学校が災害による被害を受けた際の復旧に要する経費に充当するものです。

歳入合計では19億6,368万2,000円で、前年度に比べまして8億7,198万5,000円の増額となっております。主な理由としましては、県立学校施設のコンクリートブロック塀や、体育館の非構造部材等の耐震対策工事などの事業費が増額となったことによるものとなっております。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

602ページをお開きください。

ページ右下の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

最初に、1 施設整備費5億3,597万8,000円は、県立学校施設の改修や空調設備整備などの施設整備に要する経費でございます。

次の603ページをごらんください。

1 行目の設計調査等委託料は、高知若草養護学校食堂増築工事などの県立学校施設の設計委託や長寿命化改修のための調査委託等に要する経費でございます。

3つ飛びまして、施設整備工事請負費は、盲学校本館トイレ及び給排水設備改修工事や、高知追手前高校部室等改修工事、佐川高校プール改修工事など、学校の施設整備に要する経費でございます。

次に、2 維持修繕費17億901万2,000円は、県立学校施設等の維持修繕に要する経費と、南海トラフ地震対策として県立学校のコンクリートブロック塀の改修や、県立学校体育館の非構造部材等の耐震対策に要する経費でございます。

604ページをお開きください。

1 教育の森造成事業ですが、2つ目の教育の森造成事業費補助金と、その下の教育の森施業転換資金利子助成補助金は、県立高校の教育の森の維持管理を行っている高知県森林整備公社への補助金となっております。教育の森は、分収林制度を活用しまして、教育施設整備と青少年の自然への理解と郷土を愛する精神を養うことを目的として、昭和43年に創設されたものですが、この制度において、造林の役割を担う森林整備公社が教育の森の植林や間伐などの森林経営を行うために、過去に借り入れた借入金の元利償還金や公社の管理経費等に対して、教育委員会との契約等に基づきまして交付する補助金となっております。

ます。なお、現在は収入間伐や国、県等の補助金の範囲内でのみ事業を行っており、新たな借入金は発生しないようになっております。

次の2学校安全推進費は、防災教育を初めとした学校安全の推進のための事業費でございます。まず、安全運転講習委託料は、県立学校において原動機付自転車の安全運転講習を高知県交通安全協会に委託して行うものとなっております。

次の実践的防災教育推進事業委託料は、モデル校において緊急地震速報を活用した避難訓練の実施や高知県安全教育プログラムに基づく先進的、実践的な防災教育の開発、普及に取り組むもので、そのための市町村への委託料となっております。

次の高校生防災学習推進事業委託料は、高知県高校生津波サミットの一連事業としまして、県内高校生が被災地を訪問し、地震や津波の被害に遭われた方々から当時のお話をお聞きしたりとか、被災した現地を自分たちの目を見て、改めて地震や津波の恐ろしさを知ることにより、自分たちの防災への取り組みに生かすことを目的とした学習ツアーを旅行業者に委託する経費となっております。

次に、防災キャンプ推進事業委託料は、県内の2地域において、児童生徒が避難生活を体験的に学ぶ防災キャンプを地域の住民の方々と連携して実施するもので、そのための市町村への委託料となっております。学校と地域が連携して実施することで、災害時に助け合うことのできる地域のきずなづくりにもつながるものと考えております。

次の避難所運営訓練委託料は、県立学校や公立学校の教職員等を対象に避難所運営訓練を実施することとしており、そのための費用となっております。

次の安全教育推進事業委託料は、交通安全教育や防犯教育等のモデル事業を実施する市町村への委託料です。

1つ飛びまして、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、子供の安全を守るために、警察官OB等をスクールガードリーダーとして配置しまして、学校の巡回指導や学校安全ボランティアに対する指導等を行う市町村に対し補助を行うものです。

次の災害共済医療費等給付金は、学校の授業や部活動中、登下校中などの児童生徒のけが等に対し、日本スポーツ振興センターから給付される医療費等の支出に係るものとなっております。

605ページをお願いいたします。

事務費5,709万8,000円の主なものは、県内高校生の主体的な防災活動を支援するために開催する高知県高校生津波サミットに係る経費、教員を対象に県内3地域で4回実施しております防災教育研修会、さらには大学教授等を学校防災アドバイザーとして年間60校に派遣するために要する経費でございます。学校防災アドバイザーは、専門的な観点から避難場所、避難経路の安全性等についての指導・助言や講話を行い、学校の安全管理の強化に取り組んでいただいております。このほか、震災等に備え、県立学校の児童生徒、教職

員用の水、食料等の備蓄の整備、更新に係る経費、県立学校の児童生徒の学校管理下での事故、災害に対応するため、日本スポーツ振興センターの災害共済に県が加入する経費などがございます。

次に、1 文教施設等災害復旧事業費は、県立学校施設が台風などの災害で被害を受けた場合に備え、復旧に要する経費としまして、あらかじめ一定額の予算計上をお願いするものとなっております。

当課の平成30年度当初予算総額は24億7,421万円と、前年度に比べまして9億38万円の増額となっております。主な理由としましては、県立学校施設のコンクリートブロック塀の改修工事が、事業完了目標の最終年度を迎えまして工事費が増額していることや、熊本地震の教訓を踏まえた学校体育館の非構造部材等の耐震対策に係る事業費の増額、さらには来年度から新たに県立学校施設の老朽化対策としまして、今年度策定いたしました県立学校施設の長寿命化計画に基づいて、長寿命化対策に取り組んでいくこととしているため、事業費が増額となったものです。

続きまして、平成29年度2月補正予算案の御説明をさせていただきます。

お手元の資料④議案書補正予算の322ページをお開きください。

歳出について、右側の説明欄をごらんください。

最初に、1 施設整備費の設計調査等委託料と施設整備工事請負費の減額、1億5,112万4,000円の主なものにつきましては、高知若草養護学校子鹿園分校プール新築工事におきまして、同一敷地内にあります療育福祉センターの改築工事に大幅な遅延が発生したことに伴いまして、当該プールの新築工事の発注、工事の着手がことしの夏以降になることが予想され、予算を繰り越したといたしましても、平成30年度中の完成が見込めないということが判明いたしましたことから、平成29年度計上予算の減額をお願いするものです。そのほかにも、県立学校施設の改修工事等の入札において残額が生じたものがございましたので、あわせて減額をお願いするものでございます。

次の1 文教施設等災害復旧事業費は、昨年10月に台風第21号が到来し、県立学校12校でグラウンド及びテニスコートの防球ネットや門扉、フェンス、屋根の破損、農業高校におきましてはビニールハウスの被害など、主に強風による被害が発生しました。その対応に要した災害復旧費の執行残及び財源更正等に係るものとなっております。

最後に、繰越明許費について御説明をさせていただきます。

323ページをお開きください。

施設整備費と維持修繕費は、12月議会で御承認をいただきました繰越事業のほか、室戸高校コンクリートブロック塀等の改修工事において、周辺住民との地元調整に時間を要しましたことなどによりまして、平成29年度中の工事の完了が見込めなくなった事業を追加して、繰越承認をお願いするものとなっております。

学校安全対策課からの説明は以上となります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 高校生防災学習推進事業委託料の関係ですけれども、もう少しイメージ的に、例えば何人ぐらいの規模でどれぐらいの期間、いわゆる津波サミットの一連事業ということであれば、津波被災地の学校現場を訪ねるのか、あるいは今高校生で語り部なんかもやっている生徒も向こうにはいらっしゃるので、そういった形の話を知るとか、旅行会社に丸投げじゃないと思うので、それなりの仕様書的な内容を案としてお持ちでしたらお聞かせいただきたいんですけど。

◎中平学校安全対策課長 本来は旅費で予算計上して、高校生とか職員の分は個々に支出するというところもあるんですけども、平成29年度は7月、8月にかけて、岩手県のほうに視察に行っていました。10校の生徒と引率の先生を連れて一緒に行ったので、なかなか旅行の手配をするのに個々に、例えばその旅費を切るとなると、急に生徒が病気で行けなくなったりとかということも考えられて、また、便を変更したりというのもなかなか難しいですので、それも旅行会社に一括でお願いしようということになって、今年度初めてこういう形のやり方をしたわけなんですけれども、実際、旅行会社に一括で委託することによって、現地でどういったところを視察して、語り部の手配であったりとか、そういったところも旅行会社のほうで一定配慮してやっていただけますので、そういったところでは非常にメリットがあるかなと考えております。

◎坂本（茂）委員 だから、そういうふうにするのはわかったんですけど、じゃあどういう内容で旅行会社にお願いするか。ことし岩手県へ行ったという実績があるとすれば、例えば来年は宮城県へ行くのかとか、順番に宮城県へ行ってその次は福島県へ行くかどうか、いろいろ構想があれば、教えていただきたい。

◎中平学校安全対策課長 平成29年度に岩手県に行ったときも、旅行日程を一定業者に仕様書の形でお示しをしまして、例えば、実際現地で被災を受けて、生徒たちが見て参考となるようなところを何か所かピックアップをしていただいて、そこに対して時間調整とかも全部旅行業者のほうでやっていただくと、それから語り部の手配も旅行業者のほうで手配をしてもらう形でお願いしました。

平成30年度の予算でも同じような形で被災地訪問を考えておまして、委員がおっしゃっていたとおり、来年度は宮城県へ行くプランを考えている最中です。

◎坂本（茂）委員 今話を聞くと旅行業者に訪問先をコーディネートしてもらうみたいな言い方されて、そこは教育委員会が何を学ばせたいのか、何をどこで学ばせたいのかというのは、主体的に計画持って、こういう計画をしたいのでプランを組んでくれというのが、本来やるべきことで、旅行会社にどこを訪問するとか企画させるのはちょっといかがかなと思うんですけど。

◎中平学校安全対策課長 説明が不十分で申しわけありません。平成29年度に最初仕様書をつくったときに、大きな被害を受けました陸前高田市のほうに行きたいとか、田老町のほうに行きたいとかお示した上で、時間構成はこんな形になりますので、その中でツアーを考えてくれないだろうかというような、そういった形でのお願いをしております。

◎坂本（茂）委員 皆さんもお忙しいので、そうかもしれないですけど、私去年、おとし、実は小学校の先生方と一緒に被災地へ行ったんですよ。全部自分でコースを決めました。結局何を我々行って学んでくるかというのが一番あるわけで、そのためにはこの誰先生と会ってくるか、そういう主体的な企画をしながらやっていかないと、せっかく行かれる生徒たちが何を学んでくるかということになってくると思うので、チケットの手配だとか旅館の手配だとか、そういうのは旅行会社にお問い合わせするとしても、どこで何を学ばせるのかというのは、ぜひ教育委員会が主体的に企画していただけたらと思います。

◎中平学校安全対策課長 説明がつけ足しになって申しわけないんですけども、平成29年度も一定県で仕様書の骨格はつくった上で、業者に細かいプランを立ててくださいという形をお願いしております、先ほど言いました田老町であるとか陸前高田市、そのほかにも大船渡高校へ行って高校生同士の交流がちゃんとできるような形で、学校のほうへのアポイントメントは学校安全対策課から手配をしまして、向こうの先生との時間調整、参加していただける生徒、そういったものを全部調整した上で、業者にそこは仕様書で示してプランをつくってもらおうという形にしております。

◎坂本（茂）委員 わかりました。もう一つさっき額が大きくなっている部分としてのコンクリートブロック塀の改修工事とか、あるいは非構造部材の改修工事のお話がありましたけれども、できたら後でも構いませんので、予算見積もりは結構数は多くあるので、見積もりの段階では査定もあっているでしょうから、予算計上された分、されていない分があると思いますので、今回計上されている分の非構造部材の体育館とコンクリートブロック塀を改修する学校とか、一覧表で提出いただけたらと思います。

◎中平学校安全対策課長 箇所数もかなり多いですので、一覧表形式でわかりやすい資料を後日提出させていただきます。

◎土居副委員長 学校防災アドバイザー派遣事業のところで、津波浸水域や土砂災害警戒区域等にある学校を中心にアドバイザーを派遣して、避難経路、避難場所等の点検や各種防災を実施するということですが、津波浸水域については一定想定もされておりますけれども、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンについて、2年間で1万カ所調査する予定になっております。例えば、この調査の結果、レッドゾーンに学校施設でありますとか通学路でありますとか、こういうところがかかってきた場合の学校の対応はどうされるのかお聞きをいたします。

◎中平学校安全対策課長 土木部からお話があった河川法とか、土砂災害の関係で法律の

改正があつて、要配慮施設は学校が含まれるわけなんですけれども、そこについては避難計画をつくりなさい、避難訓練をきなさいということが示されておりまして、それに対する説明会を先日土木部の河川課と防災砂防課が行いました。その説明会にも出席をするようにということで、学校安全対策課から県立学校の関係者には周知をさせていただいて、説明会にも参加をしていただくことをお願いしました。

そういったことも踏まえまして、今後、先ほどおっしゃってましたとおり学校施設、通学路が危険区域になっているということが一定詳しくわかってくると思いますので、それを見ながら、学校のほうに対策を順次やっていただくようお願いしたいと思っております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎溝淵幼保支援課長 幼保支援課でございます。

幼保支援課の平成30年度当初予算と平成29年度補正予算について、主要事業を中心に御説明をいたします。

まず、平成30年度当初予算についてでございます。

お手元の資料②高知県議会定例会議案説明書の606ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

中ほどにあります11教育費補助金については、私立幼稚園の運営、認定こども園の施設整備及び保育士の確保対策に係る国からの補助金や交付金でございます。

その2つ下にあります10教育費委託金は、文部科学省からの委託を受けて、幼児教育の質向上を図るための推進体制に関する調査研究を行うための委託料でございます。平成30年度が調査研究の最終年度となっております。

同じページの一番下でございます4職員等こころざし特例基金繰入は、保育所、幼稚園等の高台移転を含む南海トラフ地震対策として、保育所、幼稚園等への補助を行うための基金でございます。

次の607ページをごらんください。

1行目にあります10安心こども基金繰入は、移転改築を計画している民間保育所への補助を行うための基金でございます。

次に、歳出でございます。

608ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて、右にあります説明欄に沿って御説明いたします。

まず、1幼保連携推進費でございます。この事業は、乳幼児期の保育及び教育の充実を図るための環境整備や保育者の研修の充実を図るものでございます。

上から4つ目のシンポジウム開催委託料は、文部科学省からの委託を受けております幼児教育の推進体制構築に関する調査研究について、平成30年度が最終年度となりますことから、本県の取り組みの成果を発表する場として、シンポジウムを開催するための委託料でございます。

その下のインターネットホームページ保守管理委託料は、幼児期の教育や親育ち支援について情報提供しておりますホームページ「とさすく」の保守管理委託でございます。

609ページをお願いいたします。

中ほどにあります3保育サービス促進事業費でございます。これは仕事と子育ての両立を支援し、多様化する保育ニーズに対応するとともに、地域ぐるみで子育て支援を行い、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進する事業でございます。

このうち、その下の多機能型保育支援事業委託料と、3つ下の多機能型保育支援事業費補助金でございます。この事業は、高知版ネウボラの子育て支援の一環として、保育所の子育て支援機能を強化し、保育所等を中心として地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進め、地域ぐるみで子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進するものです。保育所等が行う交流の機会に地域の方々も加わっていただき、保護者同士の子育ての情報交換や子育ての経験者からの何げない助言などにより、保育所等での子育て支援の強化を図る保育所等に支援をしております。このうち、多機能型保育支援事業費補助金は、この事業を進めていくための交流事業の運営、また交流場所を設置する場合の経費に対して補助するものでございます。現在、小規模保育事業4カ所、保育所2カ所で実施しております。多機能型保育支援事業委託料は、この事業を展開するための地域の人材発掘、調整や交流の企画提案等、情報発信のサポートをしていただく事業者に対して委託する経費でございます。

下から5つ目の保育サービス等推進総合補助金は、年度途中の乳児の受け入れに対応するために、あらかじめ基準を上回って保育士を配置した場合や、家庭に配慮が必要な子供に対して支援を行う加配保育士を配置した場合などの経費に補助するものでございます。

そのページの一番下のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーの方々の活動範囲を広げ、保育所の加配保育士等と連携していただき、主に5歳児が円滑に小学校に入学できるよう、保護者への生活習慣や、生活環境の改善に向けた助言や指導等を行っていただくための市町村への委託でございます。

610ページをお願いいたします。

一番上にあります特別支援保育・教育推進事業費補助金は、障害児の加配保育士等の経費や、特別な支援を必要とする子供や厳しい環境にある子供を受け入れている保育所等への指導や支援、関係機関との連携を充実するために市町村が配置しています親育ち特別支援保育コーディネーターの経費に対して補助するものです。

上から3つ目の5保育士等人材確保事業でございます。このうち保育士等人材確保事業委託料は、高知県社会福祉協議会にあります福祉人材センターに潜在保育士の就職支援や、保育士に進んでいただくための高校生を対象としての進路説明会等を実施する保育士再就職支援コーディネーターを配置する委託経費でございます。

その2つ下の保育士修学資金等貸付事業費補助金は、高知県社会福祉協議会が実施しております県内の指定保育士養成施設の学生に対しての修学資金や、潜在保育士の方が就職する際の就職準備金、潜在保育士の方が子供を保育所に預け保育所等に従事する場合の保育料の一部を貸付対象として行っている貸付事業の原資でございます。この貸付制度につきましては、いずれも返還免除の制度がございます。

中ほどにあります6子ども・子育て支援事業費でございます。これは新制度に移行している主に民間の保育所、幼稚園等への運営費についての県費負担分でございます。対象となる施設は、平成30年2月末で幼保連携型認定こども園が7園、幼稚園が20園、保育所112園、地方裁量型認定こども園2園、地域型保育事業所25カ所となっております。

611ページをごらんください。

上から4つ目の中ほどにあります認定こども園施設整備費補助金は、高知市に創設を予定しております幼保連携型認定こども園1カ所の施設整備費補助でございます。

その3つ下の9保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費でございます。保育所、幼稚園等の耐震診断実施率は、平成29年度末で92.5%、耐震化率91%となっております。各市町村におきましては、計画的に公立保育所、幼稚園等においても耐震化等の整備を行っており、平成30年度末の耐震診断率は95.5%、耐震化率94.4%となる見込みです。

その下にあります保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金は、保育所の高台移転に対して補助を行うものです。平成30年度は室戸市ほか3市町で高台移転への整備を進める予定となっております。市町村では計画的に施設の高台移転整備に取り組んでおり、引き続き県としましても積極的に支援してまいります。

次の10親育ち支援推進事業費については、乳幼児期のよりよい親子関係の構築を目指し、保育所、幼稚園等に出向いて保護者や保育者に対して講話、ワークショップ等の研修会を行うことによって、親の子育て力を高めるとともに、保育所や幼稚園等の保育者の支援力の向上を図ってまいります。特に、保護者や3歳児以上の幼児に対して基本的な生活習慣の定着を目指し、各園が行う学習会等での活用していただくためのパンフレットやリーフレットを提供し、各園の取り組みを支援してまいります。

その下の11保育料等軽減事業費でございます。このうち多子世帯保育料軽減事業費補助金については、18歳未満の子供が3人以上いる世帯の第3子以降3歳未満児の保育料を軽減あるいは無料としている市町村に対して助成を行うものです。国では、保育料や幼児教育の無償化について検討されているところでございますが、こういった国の動向を注視し

つつ、保護者の経済的負担軽減のために引き続き取り組んでまいります。

612ページをお願いいたします。

当課の平成30年度当初の歳出予算額は43億203万7,000円となっており、前年度に比べまして6億1,727万2,000円の増額となっております。大きく増額となりました理由としましては、主に保育所、幼稚園等の運営費となります子どものための教育・保育給付費について、人事院勧告に伴う単価改定が公定価格に反映されたこと、処遇改善加算Ⅱの活用により増額となったこと、あわせて、保育所の高台移転や幼保連携型認定こども園の創設に伴う施設整備事業がふえたことから、増額となったものでございます。

以上で平成30年度当初予算の説明を終わります。

続きまして、平成29年度の補正予算について御説明をいたします。

お手元の資料④平成30年2月県議会定例会議案説明書補正予算の324ページをお開きください。

歳入でございますが、節の区分欄で御説明をいたします。

(6)の幼保支援費補助金でございますが、国の補助金を活用して、予算計上しておりましたそれぞれの事業につきまして、事業実施の見込みが下回ったため、補助金収入の減となったものでございます。

その中ほどにあります(1)職員等こころざし特例基金繰入につきまして、保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金の財源でございますが、本年度整備を予定していました1保育所が平成30年度に変更しましたことにより、実施施設数が減となったため減額補正をするものです。

次の325ページをごらんください。

歳出でございます。右の説明欄に沿って説明をいたします。

まず、上から3つ目の2保育サービス促進事業費、そしてその3つ下の3特別支援保育・教育推進事業費につきましては、いずれも事業費が当初の見込みを下回ったため減額補正をするものです。

その下の4子ども・子育て支援事業費の子どものための教育・保育給付費負担金、子どものための教育・保育給付費過年度精算負担金、施設型給付費等補助金は、いずれも新制度に移行した民間の保育所、幼稚園等への運営費の補助あるいは負担でございます。これらの負担金等につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の単価改正を4月にさかのぼって行ったためと、処遇改善加算Ⅱの追加により対象経費が増加し、給付費負担額が見込みを上回り増額補正をするものです。

362ページをお開きください。

上から3つ目の6保育所・幼稚園等施設整備事業は、平成29年度に施設整備をしております認定こども園の財源を安心こども基金から国の直接補助である国費補助に切りかえた

ため減額補正をするものでございます。

その下の7保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費の保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金は、いずれも施設整備の事業費が当初の見込みを下回ったため減額補正をするものでございます。

以上、総額3億1,604万1,000円の増額をお願いするものでございます。

続いて、繰越明許費について説明をいたします。

327ページをごらんください。

事業名にあります保育所・幼稚園等施設整備事業費につきましては、本年度に整備を予定しております幼稚園型認定こども園3園の保育所機能部分改修について、いずれも設計等に時間を要したため着工がおくれ、工期を延長しましたもので、年度内の完了が困難となりました。その結果、5,397万4,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

以上で幼保支援課の説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎三石委員 幼保連携推進費のところで、以前から幼稚園、保育園、小学校との連携というか情報交換、これを非常に密にすることが大事だということを言っているんですけど、現在、どのような状況なんですか。

◎溝渕幼保支援課長 保幼小の連携事業につきましては、今年度、高知県保幼小接続期実践プランというものをつくりました。これは先ほど委員がおっしゃいましたように、就学前から小学校への接続は非常に大事という背景がございまして、まず2つについてこの実践プランではつくっております。1つは、学びから学習への接続というところで、就学前の学びから小学校への学習につながるカリキュラムの作成の手引、そして2つ目が小学校と就学前との連携というところで、子供の発達、成長する姿の共通理解ができる機会等の提案というところ、小学校の先生と保育所、幼稚園の保育士等との連携交流あるいは研修会、そして保護者同士の交流、保護者の情報共有、そういったことが計画的に行われるよう接続期実践プランを作成しております。

現在、保育所、幼稚園、そして小学校のほうにも、このプランに基づいて来年度計画を立てるように私どもが説明をしております。こういったカリキュラムあるいは連携等が計画的に行われることによって、円滑な接続ができるのではないかと考えております。

◎三石委員 保育園にしても幼稚園にしても小学校にしても、そういうことを中心的にやってくれる担当の先生というのは特別に用意されているんですか。誰かが窓口になって連携をして、それを職員に知らせて、広めて、そして検討してもらうことについて。

◎溝渕幼保支援課長 保育所、幼稚園の先生方との合同の交流会あるいは合同の研修会を計画的に行うことにしておりますので、校長先生、保育所でしたら幼稚園の園長先生、あるいは主任の先生、そういった方が窓口にならないと、こういった計画的な交流というと

ころはなされないものですから、今後どなたかが窓口になるということは考えられると思います。

◎三石委員　そういう連携というのが非常に大事なんです、情報交換というか。そこらあたりのことをよろしくお願ひしたいと思います。

◎坂本（茂）委員　1つは、609ページの多機能型保育支援事業費補助金1,360万円の予算ですが、補正のほうでも多機能型保育支援事業費補助金は1,420万円減額されていますよね。去年の当初予算はどれぐらいあって1,400万円の不用が生じたのか教えていただけませんか。

◎溝渕幼保支援課長　平成29年度の当初予算は2,873万1,000円となっております。当初予定としておりましたこの多機能型保育事業の箇所数が、私どもも個別に保育所を回ったりもしたんですけれども、いまいち今年度は伸びなかったというところがあります。ただ、来年度につきましては、小規模保育事業だとか認定こども園だとか、そういったところで御相談をいただいているところがありますので、今年度よりは伸びるのではないかと考えておりますし、私どものほうもそういった事業、箇所数をふやすように頑張っていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員　それともう一つ、去年の議会でも質問させていただいて、保育士の多忙化の問題で、例えば研修の開催の仕方とか、いろいろ工夫できることをしていきたいということでしたけれども、何か来年度に向けて改善されたような、改善につながるような計画というか事業とか、そんなものはありますか。

◎溝渕幼保支援課長　来年度は、私どものほうでも保育士のキャリアアップ研修というところを、今ある教育センターの研修の中に組み込んで行うようにしております。このキャリアアップ研修につきましても、一度にたくさんの保育士の方が出てくるということにはなりませんので、今後4年間の計画を立てていただいて、計画的に出ていただくように、各保育所、幼稚園等をお願いをしました。

それとあわせて、土曜日の開催というところについても考えていきたいと考えております。特に障害児保育については、一部土曜日も開催をしておりますので、そういったところでまた考えていきたいと思ひます。これからも研修というところは回数も多くなつてきます。保育士の皆様方についても、研修には参加してもらいたいと考えておりますので、できるだけ参加しやすい研修を計画していきたいと思ひます。

あわせて、出ていくことがなかなか困難というところもありますので、園内研修、保育所の中で行う研修、そのところも充実していきたいと思ひます。

◎坂本（茂）委員　県内を分散してというか、ブロックに分けてみたいなども検討していきたいというお話もあったように思ひますけれども、例えば中央、東、西みたいな形で開催するというのも取り入れられていますか。

◎溝渕幼保支援課長 園内研修につきましては、既に13ブロックで分けて開催しておりますので、そのところで各地域の方が来ていただいて公開保育をするというような形になっております。

集合型の研修につきましても、全て中央だけではなくて、西部、中央、東部というような形で行うように計画しておりますし、来年度は高知市の交通事情、皆さん車で動かれますので、そういったところも考えて駐車場の広いところとか、そういったところを配慮して計画を立てていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 いろんな提出書類の様式をパソコンでというようなお話もあったんですけども、実際現場はなかなかパソコンを備えられていないと。結局個人が自分のパソコンでということを持ち帰りになったりとか、そんなこともあっているようにも聞くんですけども、パソコンを園が整備する上での補助金というか、そういうものはあるんですか。

◎溝渕幼保支援課長 ICT化の補助金というのはございます。ただ、民間の保育所につきましては、市町村の持ち出し、負担がありますので、そのところでなかなか進んでいないという形になっています。それぞれの指導計画につきましても、システムとしてはもう構えているところもありますので、そういったものを活用していただければ、今まだ保育所については手書きをなさっているところもありますので、随分負担が減るのではないかなと思っております。

◎坂本（茂）委員 結局パソコンがあれば、それでというのはあるみたいですけど、さっき言われたように民間だと、市町村の負担が必要ということで、なかなか整備ができていないというようなことも影響しているのかと思いますけれども、今即にということではないですけど、またそんなところも少し多忙化解消の中での一つの方法だとしたら、そこへどういう手だてをしていくかということも御検討いただけたらと思います。

◎吉良委員 保育士の人材確保ということで、高知県社会福祉協議会に委託しているんですか。どのような取り組みをされて成果があるのか、具体的に教えてください。

◎溝渕幼保支援課長 福祉人材センターのほうでのマッチング状況は、1月末で31名という形になっております。そのほか、こちらのほうでは県外の大学への訪問だとか、県内の高校などのセミナーだとか、そういったところでも保育士のほうに進んでいただくような呼びかけをしております。

潜在保育士のマッチングについては、件数的には少ないとは思いますが、これも求人側の保育所側と、就職をしたい潜在保育士の方との処遇、勤務実態、時間だとか、そういったところがなかなか合わないというところもありまして、連絡協議会というものをこしらえておりますので、そこで保育所の代表者の方々と一緒に、そういったものができるだけ乖離しないような形での条件を話し合うような会も設定して、うまくマッチングがで

きるように進めております。

◎吉良委員 保育士の免許を持っている人あるいはその園の地域、地域でそういう方たちの名簿というか、それは全部把握をするようなことになっているわけですか。

◎溝渕幼保支援課長 全ての潜在保育士が今どのくらい、どんな状況かというところについては、残念ながら把握をしておりません。一度そういったところで平成26年に把握はしておりましたけれども、異動がありまして、どうなっているのか、そこまで追いかけての調査をしていないものですから、今後その潜在保育士の状況というところもきちんと把握するような形にはしたいと思っております。

◎吉良委員 先ほどおっしゃったように、勤務条件の問題だとか、賃金も含めてあるわけですので、ぜひ県のほうとしても再度国に対して、補助金などの要望をしていくべきだと思うんですけど、その辺の取り組みはどうかされていますか。

◎溝渕幼保支援課長 知事会等におきましても、処遇改善加算についての増額、それと継続的にずっと実施していただくような形では、国のほうに提言しておりますので、そういった形で、今後も確保はきちんとなされるように提案していきたいと思えます。

◎吉良委員 最後ですけれども、マッチングさせていくということなんですけれども。大体どれぐらい今、各園が保育士を必要としているのか。それに対してどれぐらい応えることができたのかという率みたいな、統計的なものはありますか。

◎溝渕幼保支援課長 月ごとの求人数と求職者数、そういったところは一覧表でございますので、2月末までの分をまとめておりますので、お返しをさせていただきたいと思えます。

なお、月平均で有効求人数が110名ほど、それに対して求職者数というのが大体平均で60名というところですけど、それをマッチングしたら、先ほど申しましたように、年間で31名ほどというような形になっております。

◎吉良委員 各社会福祉協議会のほうが把握して、取り組みが地域的にできるような、目に見えるようなことも含めて整備をして、進捗を図っていただきたいと思えます。

◎明神委員 平成30年度保育所、幼稚園の高台移転を検討している園に対する助成は何園で、施設整備への補助は何園ですか。

◎溝渕幼保支援課長 検討している園に対しての補助金は、希望がありませんでしたので、ございません。施設整備につきましては4園実施するようにしております。

◎明神委員 そうすると、この4園が平成30年度に施設整備が終われば、あと高台移転は何園しなければならないわけですか。

◎溝渕幼保支援課長 計画的に上がってきているのはありますけれども、市町村によりましては統廃合だとか、そういったところも含めて高台移転を検討しておりますので、現在何園というところ、はっきりした数字を申せませんが、今のところ私どもで把握しており

ますのが来年度以降、田野町あたりが幼保連携型になるという計画があるというところが、一番確かな計画でございます。

◎明神委員 今、統廃合も関係なくして、現在4園、平成30年度に高台移転の整備が済んだら、あと高台移転の必要な園は何園なのか。

◎溝渕幼保支援課長 高台移転を行います保育所等につきましては、基本、津波到達時間までに安全な避難が困難というところが考えられております。したがって、避難訓練をすることによって、高台が必要だということもございまして、避難タワーが近くにできたものの、より安全性を確保するために高台移転をしたいという市町村もありますので、今具体的な進捗があるのが9園です。

◎明神委員 9園のうち4園が終わるわけ。あと5園が残るという理解でいいですか。

◎溝渕幼保支援課長 平成30年度の予定を除いて9園ぐらい。

◎明神委員 あと9園。

◎土居副委員長 坂本委員の最初の質問に趣旨は似ているんですけど、特別支援保育・教育推進事業費の補助金、ソフトの補助事業としては随分手厚い事業だと思うんですけど、これも今年度1,000万円を超える減額となっておりますけれども、見込み違いというような御説明があったと思うんですが、その内容を詳しく。

◎溝渕幼保支援課長 特別支援の補助金は、障害児の加配の保育士あるいは家庭支援の加配保育士に対しての補助制度でございます。当初こういった形で見込んでいるものの、保育士の確保が難しいというところ、それともう一つは、途中入所に入った場合に、加配保育士で最初お願いをした方も、保育士のいわゆる担任のほうに回さなくてはならないので、加配保育士の補助金から外れたというような形がありまして、そういったことがいろいろ市町村にありまして補助金が減になったということになります。最終的には保育士の確保がなかなか難しい、途中での保育士の確保が難しいというところが一つの原因となっております。

◎土居副委員長 そのような課題もはっきり認識されているわけですが、来年度4,000万円近い予算をつけて、これはどういうふうに使っていくような支援を県としては考えているのか。その辺の方法というか、考えがありましたら。

◎溝渕幼保支援課長 家庭支援推進保育士にしましても、障害児の加配保育士にしましても、非常に重要な位置づけになっております。重要な保育士です。私どもとしましては、ぜひ4月当初から1年間の見込みで雇用していただきたいと市町村にもお願いをしております。また、途中でそういった途中入所の関係になりましたときは、先ほど申しました福祉人材センターとも連携をして、何とかこの補助金を使っていただくような、保育士の確保というところに努めていきたいと思っております。

◎土居副委員長 市町村と連携も深めながら、しっかり取り組んでいただきたいと思いま

す。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

ここで休憩いたします。再開は午後3時。

（休憩 14時49分～14時59分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈小中学校課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長 小中学校課です。

小中学校課の平成30年度の当初予算及び平成29年度補正予算につきまして説明をさせていただきます。

お手元の議案説明書、資料②当初予算説明資料の613ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。主なものにつきまして説明をさせていただきます。

中段でございます9款国庫支出金、6目教育費負担金は、小中学校の教職員人件費に対する国庫負担金でございます。

11目教育費補助金は、放課後等の学習支援員の配置や、東日本大震災の被災児童生徒への就学支援などの事業費に対する国の補助金でございます。

10目教育費委託金は、国の委託事業で、在外教育施設派遣教員や国の指定を受けての調査研究事業などに係るものでございます。

次のページをお願いします。

14款諸収入につきましては2つございまして、1目受託事業収入は、理科教育を推進する取り組みであります科学の甲子園ジュニアの県代表チームの選考について、主催団体から委託を受けており、その受託費を受け入れるものでございます。

そして、19目教育委員会収入は、期限つき講師等の雇用保険料の個人負担分などの収入でございます。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

615ページをごらんいただきたいと思います。

まず、小中学校費でございます。右側の説明欄で説明をさせていただきます。1小学校教職員人件費、2中学校教職員人件費は、小学校3,153人、中学校1,972人の教職員の給与費でございます。

3小学校教職員旅費と4中学校教職員旅費は、いずれも教職員の研修や修学旅行の引率などに要する教職員の旅費でございます。

5 教育事務所費は、県内3つの教育事務所の管理運営費で、清掃等委託料や事務費などでございます。

次のページをお願いします。

6 の管理諸費は、教職員の人事管理経費や校長、教頭の管理職研修、また小規模小中学校の教科指導を支援するための非常勤講師を配置する経費などでございます。

現員現給システム改修委託料は、教職員人件費に対する国庫負担金の算定に必要な統計を作成するシステムを、国の調査様式の変更に合わせて修正するための委託料でございます。

そして、7 指導諸費は、教科用図書の採択について審議をいただく委員の報酬や、小中学校の教育課程における教育活動を推進するために要する経費でございます。

8 学力向上推進対策費は、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業を計上しております。

617ページをごらんいただきたいと思います。

学習問題作成等委託料は、3つの教材を作成し、県内の各学校に配布いたします。

1つ目が、小学校の英語の授業で扱う語彙の中から600から700語を取り出し、児童が英語を使って表現するときの助けとなる単語集を作成するもので、教員と小学校5、6年生に配布いたします。2つ目は、中学校2、3年生の英語力、特に思考力、判断力、表現力を確実に身につけるための指導と適切な評価が各学校で実施されるように、テストの素材集を作成するもので、全英語教員に配布いたします。3つ目は、平成22年度に作成いたしました国語学習シート、新学習指導要領に合わせて内容を改訂し、県内の全小中学校に配布いたします。

小中学校英語力指導改善研究事業委託料は、研究拠点地域として9つの市町村を指定し、小学校の英語の教科化への対応や、教員の指導力、専門力の向上など、市町村主体の英語教育を進めていくものでございます。

学力状況調査委託料は、全国学力・学習状況等から明らかになった基礎的、基本的な知識、技能の習得や、それを活用して思考、判断、表現する力の育成等の課題を改善するために、小学校4、5年と中学校1、2年の全児童生徒を対象とした高知県独自の学力調査を実施することとし、問題の作成、採点、集計等の業務を委託するものでございます。

放課後等学習支援事業費補助金は、放課後等の補充学習において、個々の児童生徒の抱える課題の解決に向けて計画的に学習支援が行えるよう、市町村が行う放課後等学習支援員の配置等に対して助成を行うものでございます。

次の事務費でございますが、この中には平成29年度から引き続き、算数・数学の教科指導についての高い専門性と指導力を有する外部人材を学力向上総括専門官として招聘し、教育事務所指導主事らとともに、算数・数学授業力向上チームを組織しまして学校訪問を

実施し、授業づくり等について指導・助言を行うための算数・数学授業力向上事業や、各学校が中期的な視点で作成した学校経営計画に基づいた学力向上対策などが効果的に実施されるよう指導・助言を行うための学力向上のための学校経営力向上支援事業、そして中学校での縦持ち実施など、教科の組織的な指導体制のあり方などについて研究を行う中学校組織力向上のための実践研究事業、小中学校の理科指導の中核となる教員を養成し、担当教員の授業力の向上を図る理科教育推進プロジェクト、さらに主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に学校図書館を計画的に利用し、図書及び新聞を生かして読解力を鍛え、言語能力及び情報活用能力の育成を図る学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業などが含まれております。

そして、9豊かな心を育む教育推進費は、子供たちの夢や志をかなえるもととなる力を育てるとともに、自尊感情や規範意識などを育み、豊かな人間性を培っていくために、キャリア教育や道徳教育を推進しようとするものでございます。

中学生用キャリア教育副読本作成委託料は、平成24年度に作成いたしました「みらいスイッチ」を新学習指導要領の内容に基づき改訂するものでございます。

道徳教育推進事業委託料は、市町村教育委員会が主体となり、道徳教育推進リーダーを活用しながら地域ぐるみの道徳教育を推進するものでございます。

次の事務費でございますが、この中には各地域で道徳教育を推進している教員の資質向上や取り組み充実に向けた検討を進める、それぞれの連絡協議会の事業費、また平成29年度に作成いたしました「高知の道徳」の増刷費用などがございます。

これら平成30年度の小中学校課の予算は406億6,376万9,000円、対前年度比3億40万2,000円の減となっております。

以上で小中学校課の平成30年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成29年度補正予算について御説明をさせていただきます。

資料④補正予算説明書の329ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出でございます。右側でございます説明欄をごらんいただきたいと思っております。

1 管理諸費は、非常勤講師の報酬を減額するものでございます。これは、当初見込んだ配置人数より実際の配置人数が少なかったことにより不用額が発生したものでございます。

2 学力向上推進対策費は、放課後等学習支援事業費補助金の減額でございます。これは市町村等教育委員会が行う放課後等学習支援員の配置に対して、3分の2以内または5分の3以内の補助を行っておりますが、市町村が計画していた放課後等の補充学習の実施日数や実施時間等に変更があり、当初見込んでいた予算額を下回ったことから、補助金の不用額が発生したものでございます。

以上で小中学校課の説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 補正のほうで配置人数が少なくなったとおっしゃっていましたが、それぞれどれぐらい減ったのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 基本的には学級数が少ない、例えば2学級規模の中学校、そういうところには正規の教員定数であれば、音楽とか美術はなかなか配置できない、そういう学校に対して非常勤講師を配置して、教科を持っていただくとするものでございます。これが減少してきた一つの理由としましては、統合等が進んで非常に小規模の学校が少なくなったということはございます。あわせて、その学校にも市町村によっては兼務配置をして、その教科が配置できるというようなことになったことが一つの背景でございます。大きくはそのような、中学校の配置が減ってきたということになっております。

◎吉良委員 それで何人。

◎長岡参事兼小中学校課長 平成29年度につきましては、小学校も含むんですけれども、11校に8名を配置しております。これが5年前の平成24年度は25校に12名を配置していたという状況でございます。

◎吉良委員 統合が進んだとか、年度当初にわかっているはずなんですよ。年度途中で配置がえというのはいろいろ、病休とかあって、そこへ配置すると。統合が進んでいるというのは、市町村では予想していなかったのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 配置に当たっては、当然市町村教育委員会と話をしております。配置していただきたいというところに基本的に配置をしているというような状況です。

◎吉良委員 どうしてそれが年度途中で減になったわけか。それは予想していなかったわけですか、統合が途中で進むということ。

◎長岡参事兼小中学校課長 統合は、過去5年間を見たときに、小規模学校が少なくなってきたということであって、年度途中で統合するとかということではございません。

◎吉良委員 ということは、この減額の原因というのは統合ではなくて、もう一回明確におっしゃってください。

◎長岡参事兼小中学校課長 市町村の配置希望というものが少なくなってきたということが1点です。あわせて、中学校については正員が配置できたということが一つの要因です。

◎吉良委員 それで、小学校は11校8名、中学校はどうですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 小中学校合わせて11校です。

◎吉良委員 具体的に小学校は何校ですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 小学校が5校でございます。

◎吉良委員 この教員の配置というのは非常にセンシティブなことで、大変な労力をかけて、文部科学省からも金をもらわないといけないのでやるわけですけど、学級数に配置

するわけで、小学校の5校についてはどういうことで減ったんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 小学校が基本的に減ったということではなくて、小学校は基本的に5校、今年度配置しておりますけれども、小学校については一定、例えば音楽の専科教員が欲しいとかといったようなところで話し合いをして配置したというところで、小学校の非常勤配置が減ったということではございません。

◎吉良委員 だから、学校に配置するべき人員が減ったから減額になったということじゃないんですか。配置して減額になったというのはおかしいじゃないですか。配置できなかったら減額になったわけでしょう。国へ返したのではないんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 小学校も基本的に配置定数がございます。例えば3学級規模の小学校であれば、校長先生を含めて5人とか。ただ、それは3学級においては学級担任が3名ですので、専科教員として音楽が欲しいとかというような話を事前に小学校と話しながら、配置を決めていくというところですので。だから配置できなかったということではなくてですね。

◎吉良委員 意味がわからない。配置していたら減額にならないでしょう。どうもよくわからないんですけれど。

◎長岡参事兼小中学校課長 当初の配置計画からいうと、配置できなかったということもあります。昨年度、こういうふうに配置をしよう和我々として計画しておったところですけども、その分の要望がなかったりですね。

◎吉良委員 要望に対しては全部あったけれども、対国とのかかわりでは、国の学級数に応じて来る人数からいうと、そこには達していないから減額になったということですか。人件費が国のほうからは学級数に応じて出てくる、それを基準にしておっしゃっているわけですか。予想の配置人数じゃなかったということですか。だから国へ返したということですか。

◎坂本（孝）委員長 質問するほうも答弁するほうも明確に簡潔にお願いします。

◎長岡参事兼小中学校課長 基本的な配置定数は十分に配置をしておるんですけど、それプラス非常勤で配置をしようとしていた部分がございます。この非常勤で配置する分については、我々が20校余り配置しようとしていたところですけども、それだけの要望が上がってこなかったということです。

◎吉良委員 わかりました。いずれにしても国はその枠があるわけですから、受け取る側が上手に、市町村がどうであっても、それを上手に使っていくということが基本だと思います。ですから、こういうことがないように、現場は人数が足りなくて悲鳴を上げているわけですから、それは定数以上の人数はきちんと全部確保していくと。そこは課長の腕の見せどころなわけですから、徹底していただくということを申し上げておきたいと思えます。

◎長岡参事兼小中学校課長 市町村のほうには丁寧に説明して、配置を進めていきましようという話はしていきたいと思います。

◎西森委員 関連で。その計画どおり進まなかった原因は何だったんですか。人の問題ですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 人の問題もごさいます。ただ、先ほど言ったように市町村内で人が加配等で配置できたために、その人を兼務させるとかというようなことができたということです。ただ、言われるように、いたほうがこれはいいに決まっていますので、そういう意味では、市町村のほうに張っていきましようという話はしていきたいと思います。

◎三石委員 学力向上推進対策費のところ、新しく学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書館資料及び新聞等を計画的に活用して、児童生徒の言語能力及び情報活用能力を育成する小中学校を指定し、実践研究を行うということなんですけれど、もう少し詳しく説明してくれますか。どのような内容か。

◎長岡参事兼小中学校課長 これからの学習指導要領においては、主体的で対話的、そして深い学びというものが求められるというところをごさいます。そのためには、いろいろな教材を持ってきて、特に学校図書館にある図書資料とか新聞資料、そういったものを活用して授業を深めていかなければならないという話でございます。そういう意味で、例えば、国語の教材にある読み物だけではなくて、別の読み物と読み比べてどう違うんだといったようなところを子供たちが発見していく。あるいは新聞にはA紙とB紙ではどのような論の進め方が違っているんだといったようなところを子供たちが気づくような学習を進めていきたい、そういったところを研究していく学校としております。

◎三石委員 平成29年度の全国学力・学習状況調査において、小中学校とも国語の学力が低下、特に文章の読解力に弱さが見られると。このことはほかの学力にも影響する大きな課題だというようなことがもとになっていると思うんですけれども、そこで課長今言われましたけれど、新聞によるところのA社、B社というようなこと言われましたが、図書館の資料というのは別に問題ではないけれども、新聞のA社、B社というのは具体的にはどのような新聞を使おうとしているわけですか。新聞にもいろいろあるわけですよ。自由民主党が出しているもの、日本共産党が出されているもの、いろいろあるわけですね。どんな新聞を使うわけですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 基本的には、どこでなければならないということではないんですけれども、1社だけではなくて複数の新聞を見比べて、その論の展開の仕方の違いとか、見出しのつけ方の違いとか、そういったことを勉強していこうというふうに考えております。

◎三石委員 新聞によって随分偏りがあるわけですよ。私から言わせてみれば非常に偏りがあると感じられる新聞も。そこらあたり何社の新聞を使おうとしているわけですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 何社でなければならぬというようなことはしておりませんが、こういった特に研究指定校においては、複数の新聞を読み比べてみようという話はしております。

◎三石委員 ぜひ偏らないように。具体的な新聞の名前言わないけれど、社説を見たらわかる。何でも反対反対、批判的なことで、これまた小さいころから、物心がやっとなつたころからたたき込まれてみなさい。大変なことになっていく。そういうことも考えられるので、数社から選んで、特に中立性を保つような新聞を探してください。大人になったらそういう見分ける判断力はありますよ。けれど、小学校、中学校あたりはわからないですよ。繰り返しになるけれど、自由民主党はいかん、何々いかん、こんなことばかり書いている新聞を読んでみなさい、本当にいかなる。もうこれ以上言いませんけれど、中立性が保たれるような新聞をぜひ使っていただきたい。学校に徹底してください。これは要請をしておきたいと思います。

◎長岡参事兼小中学校課長 できるだけ多くの新聞から、複数社を選んで指導していきましようという話は、なおしていきたいと思います。

◎加藤委員 複数の新聞で学ぶということは大切だと思いますし、どういう新聞を使っているかというのは、県教育委員会としても把握をすることもあってもいいのかなというふうに思います。私がいろいろと学校を視察させていただく中で、統計的に申し上げるほどは回っていないですけど、大体高知新聞と朝日新聞と毎日新聞と、この辺の新聞社が多いような印象があります、個人的にですけど。ただ発行部数からいうと読売新聞がもっと多くてもいいんじゃないかなと個人的に見た印象で感じますので、三石委員が言われたように偏りがないように注意していただければと思います。

◎長岡参事兼小中学校課長 私たちも学校訪問等をして、どんな教材を使っているんですかという話はして回ることがあります。そういったときに、もっと複数を使っていましようとかといったような助言はしておるところです。これからも教材等については、学校と一緒に考えていきたいと思います。

◎加藤委員 発行部数だけで判断するのが適切かどうかわかりませんが、例えば発行部数でいくと毎日新聞と読売新聞で倍ぐらい違う、倍以上違うんじゃないかな。朝日新聞が発行部数で言うと2番目に多いわけですよ。いろんなこと勘案してやっていただきたいということで要望しておきます。

◎吉良委員 教育長、教育内容について、教材をこれを使えと、政治の場から進言することは、今の独立行政の立場から妥当なことですか。適切なことですか。

◎田村教育長 具体的に、明らかに政治的なバランスを欠くとかということがあれば別で

すけれども、それ以外であれば具体的に口を出すというのは控えるべきだろうというふうに思います。

◎坂本（茂）委員 補正で減額をしていることについて、管理諸費の話がありましたけれども、放課後等学習支援事業費補助金が2,000万円近く減額になっていますよね。これも当初の計画どおりに実施できなかったということだろうと思うんですけども、大きな要因について教えてください。

◎長岡参事兼小中学校課長 中央部はそうでもないんですけども、田舎では人員確保が十分できなかったということがございます。例えば、大学生等を見込んで夏休み等に加力指導するつもりであったけれども、その大学生が帰ってこなかったとか、また高知大学に依頼したけれども、なかなか行ける人材がいなかったとか、そういったことが大きな要因になっています。

◎坂本（茂）委員 それで、去年の減額分を見て、来年度予算の額を見ると、去年の年度当初予算から、この減額分を差し引いた額が来年度の当初予算になっているというふうに思えるんですけども、それは、単純にそういうことなのか、来年の各市町村の計画を聞いてみたら、たまたまその減額分に相当したということなのか、どうなんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これは各市町村から計画を聞いて予算を立てておりますので、今年度の減額分がそのままのったということではございません。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

◎西森委員 先ほど新聞の話が出ましたけれども、新聞を読むのが目的ではなくて、しっかりと読めるような生徒をたくさんつくっていくというのが目的だと思うんですね。新聞というのはその一つの手段として取り組もうとされている部分があるのかなど。今回新聞を活用してということに特化させた意味というのはどういうところなんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 今回、新聞を取り上げたというより、これまでもいわゆる探求的な授業づくりの指定校等においてはそういった学習を進めてきております。ただ、さらに読書とか、新聞といったものを取り入れて、より子供たちが比較をして深く追求していく、そういう授業づくりが必要だということで、図書館とか新聞というものを入れさせてもらったところです。

◎西森委員 そうすると、今までも確かに加藤委員が言われてましたけれど、業務概要の調査で各学校を回ったとき、そういう取り組みをしている学校が何校ありました。実際それをさらに広げていこうという形だということですけど、今までやったところに関して、どのような検証がされたんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 検証としては、全国学力・学習状況調査等の結果がございませぬ。先ほど三石委員からお話がありましたけれども、国語の読解力、国語の定着状況がいま一つ下がってきているとか、それから学習状況調査の中で、どれだけ読書量があるのか

とか、あるいは学校の中で図書館を活用した授業づくりはどの程度やっているのかと。そういうもので検証しております。

◎西森委員 新聞というところにおける検証ですね。先ほど意見もありましたけれど、非常に報道に偏りがあるというようなことを感じている方もいる。そういう中で、新聞の活用をさらに広げていこうという判断に至ったところの検証というのはどういうふうにされているのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 新聞だけをとって、なかなか検証というものはできていない状況がございます。ただ、先ほども言いましたように、読解力の問題が一番大きくて、それからいわゆる読み物資料をどういうふうに教材の中に使っているんだとかといったような話の中で、やはり読む資料としてはいいのではないかと考えているところでございます。

◎西森委員 そうすると、今回900万円の予算が出ていますけれども、これに関して、どこの学校が新聞を使うのか、また書籍を使うのかという判断は、それぞれの学校でされていくということなんでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 指定校としては19校を用意しているところですがけれども、基本的に19校においては、図書については授業の中で使ってくださいという話をしておりますし、新聞もできるだけ活用してくださいという話はしておるところです。活用の仕方等について研究をしていただくということになってきます。

◎西森委員 これは新聞以外に何かほかのものというのは考えられないのか、どうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 それはいろいろ考えられると思います。例えば、県が出しているような広報紙も当然活用の一つの材料にはなってくると思います。

◎西森委員 先ほど三石委員または加藤委員の心配をされている部分というのはあると思うんですね。いろいろな論調があるわけでありますので、これは何もそういった教育に対しての圧力をかけているとか、そういうことではなしに、やはり判断ができる状況の生徒たちじゃない子供たちも随分いると思いますので、そのあたりは確かに心配だという部分を感じているというところもあると思いますので、そのあたり考えながらやっていってもらえればと思います。

◎野町委員 小学校では来年度から、再来年度から中学校でも道德の授業化ということで、もう既にモデル校でも何か取り組みをされているようですが、冒頭、教育長に御説明いただいた資料の9ページ、人権教育課と一緒にした資料なんですけれども、いじめ問題に対して改善が求められるような形の取り組みをしていくというようなことで、新しい事業もできていますが、来年度以降、授業化になったら、例えば小学校で言えば道德を教える時間としては、これまでの総合的な学習とか、いろんなことでそれぞれやっていたわけですがけれども、大体どれぐらいふえるものですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 道徳の時間というものがふえるものではございません。ただ、質的なものが変わってきます。特に、これまでの道徳においては、読み物資料を中心に、登場人物の心情とか、そういったことを考えていくという話でしたけれども、今後、読み物資料を使う分については変わりませんが、子供同士が、もっと対話をしていこう、話し合いをしていこうと、先ほど野町委員言われましたように例えばいじめの問題、こういったものを積極的に取り上げて、どうしてこのいじめが長引いたんだと。みんなどうすべきであったんだというものを互いに意見交換しながら、これをなくしていくためにはどうしたらいいんだといったような議論、これを多く取り入れていきましょうと。子供の内面の声をもっと外に出しましょうというような授業内容に変わってまいります。

◎野町委員 家庭版道徳教育ハンドブックとして「高知の道徳」を活用率100%にしていこうという目標があるようですが、道徳の授業化になって、教科書が新たにできるということなのか、こういうものを使っていくということになるのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 道徳も特別の教科になってまいります。そういう意味では、例えば文部科学省のほうから審査を受けた教科書が出てまいります。その中には読み物資料と一緒に、先ほど言いましたような、こういうことで議論をしてみましようとかといったような内容もまた出てまいります。あわせてそういった、県がつくった副読本というものを使って、各学校だけではなくて、地域、家庭でも道徳教育をやっていただきたいという話になってまいります。

◎野町委員 小学校あるいは中学校もそうだと思いますけれども、小さいころからのそういう道徳的な心を養うということで、非常に大事だろうと思いますし、それがだんだん欠けてきたから今こういう話に多分なっているんだろうと考えますと、資料の中にもありますが、市町村教育委員会のほうで主体的にやっていくということにはなってくるけれども、一定県の教育委員会としても、地域性はあるにしても、こういうことをしっかりと小さいときに授業の中で育てていきたいと思いますということで目標はあると思いますし、広い範囲の道徳というよりは一定何といいますか、高知県にとって必要な部分を力を入れて、例えばいじめの問題の解消とか、そういったものも含めて、何か県の教育委員会から市町村の教育委員会に対して指導するというような方針というものがあるのでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これにつきましては、道徳の教科化ということが始まりますので、そういう意味ではこれまでも市町村に対して、道徳の授業は変わってきますよと、あわせて学校だけではなくて、地域も巻き込んで一緒に道徳教育をやってくださいというようなお話もさせていただいてきました。そして、今回「高知の道徳」を改訂いたしましたので、そういったものを使って、ぜひ御家庭でも道徳と一緒に勉強してみてくださいというようなところで、市町村には話をしておりますし、御家庭のほうにも話をしておるところでございます。

◎野町委員 いずれにしましても、小さいころからの学習というのは非常に大事だと思いますし、せっかく教科化されるわけですから、ぜひ子供たちにとってよい教科になるようにお願いをしたいと思います。

◎吉良委員 学力向上推進対策費の中の事務費ですけれども、先ほどの御報告、御説明によると、随分と県教育委員会が重視している事業名が出てきました。算数や数学の問題、それから中学校の縦持ち、理科教育の推進や学校図書館。これは事業費の中に入れて、なぜこの事務費の中にそういうものを入れたんですか。事業費のほうに入れてしかるべき事業名だと思ったんですけれども、どうなんでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 委託料、補助金ということではなかったもので、全部この事務費のほうに入れさせていただいたということです。

◎吉良委員 それぞれ、事業名としてあるわけでしょう。その中になぜはめ込まなかったのかと。なぜ事務費なのか。これはフリーハンドで額を決めずに置いておくということなんでしょうか。明確にこの予算の中に出てこないわけだから、事務費として一くくりになるから。

◎長岡参事兼小中学校課長 一応議案書のつくり方のルールとして、委託とか補助金があれば外出しをするんですけれども、そうでない場合、この事務費へ入れるというルールがあるということです。

◎吉良委員 私が申し上げたいのは、それぞれの事業がどれぐらいの額かということが、議会のほうにも明らかにならないと、それを検証できないわけですよ、決算のときにも。そういう書き方が妥当なのかなという思いで今質問させてもらっているんですけれども、それについてはまた別個で、それぞれの事業でこれぐらいありますよということを示すべきだと思うんですけれども、いかがですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 一応、主要事業説明資料、こちらには一つ一つを書いておりますので。

◎吉良委員 それを見てくれと。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 高等学校課でございます。

平成30年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料②の619ページからお願いします。

項目が非常に多くございますので、主要項目を中心に説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、当課の歳入の主なものは、科目11教育使用料の欄にございます専攻科を含む県立高等学校の授業料、受講料、その2つ下になります12教育手数料の

ところにございます県立中学・高校を受験する際に徴収いたします入学手数料、また県立高校入学時に徴収いたします入学料でございます。

続きまして、620ページをお願いします。

上から4つ目の項目になりますけれども、教育費補助金の欄の右側、区分（9）高等学校費補助金につきましては、高等学校の授業料の支援のための高等学校等就学支援金交付金と、授業料以外の教育費の支援、奨学給付金としまして高等学校等修学支援事業費補助金などを計上しております。

次に、このページの中ほどにあります10財産収入のうち、3生産物売払収入でございますけれども、農業高校等の実習における生産加工したものと、土佐海援丸の水産実習時の漁獲物の売払収入でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。622ページをお願いします。

当課の平成30年度一般会計歳出予算総額は238億2,385万9,000円、対前年度比18億7,908万6,000円の増となっております。増額の主なものは、午前中教育長が説明もしましたけれども、高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校の校舎の新築や、既存校舎の改修等のために17億2,092万円を増額したことによるものでございます。

それではその次、下から2つ目になりますけれども、2情報教育推進費でございます。これは県立学校の授業用パソコンと、教職員の校務用パソコンの整備費等に要する経費でございます。

続きまして、623ページの2高等学校費でございますが、右側の説明欄をごらんいただけたらと思います。1高等学校教職員人件費につきましては、高等学校における教職員1,818人の給料、職員手当、共済費でございます。

その下の5管理指導諸費でございますが、人事関係業務でありますとか校長会等の開催経費、県立中学・高校の教育活動を推進するための支援、指導に要する経費などがございます。

624ページをお願いします。

6高校教育推進費でございます。全ての学校の特色ある教育活動を推進するとともに、学校組織マネジメント力を高めることにより、チーム学校づくりを推進するためのチーム学校づくり推進事業や、キャリア教育という視点で生徒一人一人の進路実現を支援し、学習意欲を向上させるための多様な進路希望支援事業などを実施する予定としております。

基礎学力把握検査等委託料につきましては、県内全ての県立高等学校の全日制及び定時制昼間部の生徒を対象といたしまして、基礎学力の定着や学習習慣の確立に向け、生徒の実態を把握し、また検証する取り組みとして実施をさせていただいております。

その下の遠隔教育システム構築等委託料につきましては、平成27年度から取り組んでいる遠隔教育を継続して実施してまいります。

全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金につきましては、全国高等学校総合文化祭は、芸術文化活動について全国の高等学校の生徒の発表の場を提供し、また参加意欲の喚起、創造的な人間育成、交流、親善を図る大会として、平成32年の夏に本県で初めて開催する予定となっております。この負担金は、ことし6月に設立予定の第44回全国高等学校総合文化祭高知大会高知県実行委員会が行う諸会議開催、先催大会への視察、大会の広報活動等の大会準備運営経費でございます。

ここで負担金の交付に係る双方代理について御説明をさせていただきます。当負担金は、教育長が会長である第44回全国高等学校総合文化祭高知大会高知県実行委員会に対する支出でございます。教育長が代表である団体への負担金につきましては、民法第108条の双方代理の関係に当たり、同一の法律行為については、相手方の代理人となり、または当事者双方の代理人となることはできないとされております。実行委員会においては負担金の申請、請求、受領などの権限をまずは事務局長に委任し、双方代理を解消する予定でございます。また、加えて同法同条にありますただし書きの部分でございますが、ただし債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為についてはこの限りではないということも踏まえ、双方代理による契約を有効なものにするため、教育長が代表である団体への負担金であり、議会から事前許諾をいただきたく、この場で御説明をさせていただいております。

続きまして、625ページをお願いします。

下のほうになりますけれど、9就職支援対策事業費でございます。おかげさまで平成29年度、高校生の就職関係も非常に高い率で就職が決まっております。平成30年度は引き続き県内9名の就職アドバイザーを配置して生徒への支援などに取り組んでまいります。

その下の10県立中学校等運営費から始まりまして、627ページまでの15定時制高等学校運営費までの経費につきましては、県立中学校4校、全日制高校及び定時制高校の学校運営、また産業教育設備の整備、農林水産実習に要する経費、水産指導実習船の運営に要する経費でございます。

628ページをお願いいたします。

17高校再編推進費は、平成26年度に策定いたしました県立高等学校再編振興計画の実施等に要する経費で、主なものにつきましては、グローバル教育推進事業に関するものでございます。

18施設整備費は、再編振興計画の前期実施計画で統合する高知国際中学校・高校と須崎総合高校の校舎の新築や、既存校舎の改修等の工事を行うものでございます。今年度、平成30年度につきましては、高知国際中学校・高等学校については、既存校舎の改修工事を行うとともに、食堂棟の解体工事を行い、新たな駐輪場や弓道場の建築工事を行う予定となっております。また、須崎総合高等学校につきましては、引き続き校舎の増築及び新体

育館の建築工事等と既存校舎の改築工事を行う予定となっております。

続きまして、特別会計に入らせていただきます。

特別会計の848ページをお願いいたします。

高等学校等奨学金貸付事業でございます。この貸付事業は、高等学校等への進学を経済的な理由で断念することのないよう奨学金を貸与するものでございます。

まず、歳入でございますけれども、区分1貸付金元金収入は貸付金の返還金でございます。

849ページ、歳出でございます。

平成30年度の貸与見込み者数は、新規450名、前年度からの継続527名の計977名を予定しております。右側の説明欄の中ほどにあります奨学金市町村事務処理交付金は、市町村にお願いしております中学校3年生のときの予約奨学生の募集時の事務について、その事務費相当分を市町村に交付するものでございます。

結果といたしまして、平成30年度高等学校等奨学金特別会計予算総額は3億1,898万9,000円でございます。前年度比2,794万6,000円の減となっております。

以上で高等学校課の平成30年当初予算の説明を終わらせていただき、続きまして平成29年度補正予算について御説明をさせていただきます。

補正予算資料④になりますけれども、330ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

歳入の欄の12教育費補助金は、高校生国際交流促進費補助金で、当初予算積算時から、国の補助額の減額などにより当初見込みを下回ったことでありますことや、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金支給対象世帯が当初見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

次に、331ページの歳出をお願いいたします。

2の高等学校費の減額理由につきましては、共済費や扶助費等が見込みを下回ったことや、委託料について指名競争入札により予算を下回る額で落札したためでございます。

また、説明欄の2高校教育推進費については、先ほどの歳入の見込みと同様に、高校生国際交流促進費補助金が当初の見込みを下回ったため減額するもので、5施設整備費の主な減額理由は、高知国際中学校・高等学校の校舎建築工事や須崎総合高等学校の先行解体工事の入札残によるものでございます。

続きまして、332ページの6高等学校等就学支援金事業費につきましても、当初見込みを下回ったため減額をさせていただくものでございます。

続きまして、次の333ページの繰越明許費明細書についてお願いいたします。

高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校の工事等の計画調整に日時を要したことなどによるものでございます。

続きまして、特別会計のほうに移らせていただきます。

同じ資料の417ページをお願いします。

高等学校等奨学金貸付事業につきましては、奨学金貸与者数が当初の見込みを下回りましたため不用となりました貸付金及び市町村への貸付事務費交付金を減額するものがございます。結果といたしまして、当初の特別会計歳出予算総額 3 億 4,693 万 5,000 円が 7,550 万 8,000 円の減額となりまして、2 億 7,142 万 7,000 円となっております。

以上で高等学校課の全体の説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 第44回文化祭のことがあったと思いますが、オリンピックと開会時期が重なっていると思いますけれど、今から既に想定される課題といたらどういふものがあるのでしょうか。

◎高岸高等学校課長 いろいろな課題がありますことから、来年度スタッフも増員していただいて実行委員会を形成する形になっております。例えば施設設備等の改修に携わっていただく業者の方々がどうかとか、あるいは移動、輸送関係に問題が生じるのではないかと、県内の宿泊施設で大丈夫なのか等々の問題を一つずつクリアしていく必要があるかと思っております。

◎前田委員 宿泊の問題とかもあると思いますが、これは2020年の段階で高校3年生の生徒、この子たちが主役になって、いろんなことを主体的に進めていかなければならなくて、県もそうですし、先生を含めた大人がそれをサポートするということになってくると思うんですが、2020年に高校3年生ということは今何年生になるんですか。

◎高岸高等学校課長 ちょうど今度入ってくる高校生になります。今度入ってくる1年生が3年生のときということです。

◎前田委員 ことしの4月1日以降に高校1年、高校に上がってくる生徒たちがまさしく主役になっていくと、その点を恐らく2020年に向けて、主役になる子たちに、それを意識して歩みを進んでもらわなきゃいけないんですけど、そういう点というのはどういふふうに進められていくのでしょうか。

◎高岸高等学校課長 生徒のほうも現在準備委員会を開催しておりまして、生徒のほうも実行委員会を形成することになります。委員おっしゃったように、我々大人の実行委員会と生徒の実行委員会と一緒にこの大会をつくり上げていくということになりまして、全国総合文化祭の大きな特徴は、前面には生徒が出ていくという、司会進行からいろんな案内というところは、生徒が全て前面に出ていくというような形で全国で持ち回りでやっておりますので、今度立ち上がる生徒実行委員会の指導支援というものは非常に大事なものだというふうに認識しております。

◎前田委員 ぜひとも、これは先ほど冒頭申し上げましたようにオリンピックと重なって

はいるんですが、高知県にとっては大変大きなイベントであることは間違いないので、生徒が主体的にみずからのさまざまな能力を、探求心や好奇心とか、こういうものが遺憾なく発揮できるように、ぜひおっしゃられたように、いいコラボレーションというか、そういう形でぜひやっていただきたいと思いますので、お願いを申し上げます。

◎高岸高等学校課長 23種目、高知県にはない部活動もあったんですけど、今着実に準備を進めておりまして、来年度からは生徒とともに実行委員会でさらに積み上げをしていきたいと思っております。

◎土居副委員長 自分は議会で、総合文化祭とオリンピックの絡みの質問で文化生活スポーツ部に聞いたのですが、今課題を言われたんですが、何かしら施設の問題であるとか、むしろ文化的に高知県の文化活動をどう盛り上げていこうとか、教育現場において、そういう課題認識の話じゃなかったの、ちょっと残念に思ったんですけど、当然オリンピックは御承知のとおり、スポーツと文化と教育の祭典なんです。そういう意味で、この2年間かけて、学校の文化活動をこう盛り上げていくとか、あるいは高知県の芸術祭に子供たちの参加をどう呼びかけていくとか、文化祭に合わせた戦略といいますか、考えというのはどんな感じなんですかね。

◎高岸高等学校課長 高知県独自で高等学校総合文化祭というのは毎年行っておるところでございますけれども、この平成32年度の全国高等学校総合文化祭に向けては、いわゆるレガシーとしてどういうことが残していけるのか、高知県が既に策定しております文化振興ビジョンとともに、県民の文化芸術活動への参加意欲を高めるときに、高校生がいかに参加をして、高校生がいかにリードしていけるのかというような形で、今後どんどん取り組んでいきたいというふうに思っています。なかなか芸術文化活動については参加が少ないというようなところもありますけれども、高校生が主体となつていろんな形での啓発活動もこれから行いますし、高校生主体として文化芸術活動を盛り上げていくというような形を来年度から具体的に進めていきたいと思っております。

◎土居副委員長 今はそれほどまで盛り上がっていないみたいですが、オリンピックの文化プログラム、各市町村で計画があるかもしれませんし、そういった面では市町村教育委員会とも連携しながら、2020年に全国の総合文化祭もある、またオリンピックに向けたさまざまな取り組みも相乗効果的なものもぜひ目指して、文化活動の活性化を図っていただきたいと思っております。

◎高岸高等学校課長 各市町村を回りまして、現状としてまず施設、いろんな文化ホール等の施設を貸していただきたいということで、各首長、教育長を回ってお願いをしているところでございます。その中で、市町村とも一緒に全国総合文化祭を盛り上げていく、一緒につくり上げていくというお願いをしているところでございますので、市町村の力もかりながら、よりいいものにしていきたいというふうに思っております。

◎土居副委員長 市町村もそうですし文化生活スポーツ部との連携も深めてお願いします。

◎吉良委員 基礎学力把握検査等委託料ですけれども、これは何年目になるわけですか。

◎高岸高等学校課長 平成24年度から実施をさせていただいております。

◎吉良委員 取り扱い方、取り組み方は従前と変わらないですか。

◎高岸高等学校課長 同じような形で、30校の基礎学力把握のものと進学を中心とした6校のものと2種類ありますけれども、そういった形で進めております。

◎吉良委員 それぞれの生徒たちの診断結果はどのように管理をされているのか。

◎高岸高等学校課長 業者からいただいたいわゆる紙ベースのものについては、学校のほうで進路部でありますとか担当教員が保管をしております。個人に返すものについては個人のほうに、生徒個人のほうにも個人のデータとして返して、そこのやりとりはしているというような形でございます。

◎吉良委員 その結果はこの委託を受けた事業者のほうには蓄積されていないと考えてよろしいですか。

◎高岸高等学校課長 蓄積をしていないということではないかと思えます。我々経年変化等を見させていただいておりますので、前年度の生徒とどういような形で変わっておるか、前年度からどういうふうに伸びたのかということを確認するよう形で、業者とやりとりはさせていただいております。

◎吉良委員 一応蓄積はされていると。業者のほうは個人を特定できるような把握の仕方になっていますか、名前がわかりますか、わかりませんか。

◎高岸高等学校課長 名前がわかるようなことはありません。ID番号とかパスワード等で管理をするというふうになっておりますので、個人名が出てきて、何々学校の誰それというようなことはありません。

◎吉良委員 それを現場で各校で操作できるというか、ネットを使ってアクセスできる権限はどなたがありますか。

◎高岸高等学校課長 オンラインシステムで確認ができるようになっておりますけれども、そのパスワード、IDを持った者しか確認ができませんので、各学校の管理職を中心としたごく限られた教職員ということになります。

◎吉良委員 今なされているのは、他人と比較するわけじゃなくて、あくまでも本会議場でも確認させてもらいましたけれど、それぞれの学力を把握して、そして各教科の先生方がそれを使って、自分の指導を含めて、しっかり把握していくことですが、この委託にかかわって文部科学省のほうで仮称ですけれども、新たな高校生のための学びの基礎診断を実施する流れがありますけれども、本県の検査と今文部科学省が各校に計画しているものは違いがありますか。

◎高岸高等学校課長 大きな目的、趣旨といったものについて同じような形だと認識をしております。ただ、文部科学省も委員がおっしゃられた高校生の学びの基礎診断について、どの業者のこういった測定ツールを認定するのかということは今検討しているところで、まだ公表されておられませんので、こういった業者のこういったものが測定ツールになるのかというのは、現状として我々まだ把握はできていないというような状況でございます。

◎吉良委員 ぜひ本県の実態も踏まえて、文部科学省に対しても5年間やっているわけですから、本県の実態、それから課題含めて報告をしていただきたいと思います。全国の各県教育委員会からいろんな形で文部科学省のほうに既に意見が出ていますね。それを見ると、もう必要性は学校現場にないんだとか、PDCAサイクルを回すためには適さないんだとか、あるいは国が予算を投下した新しいテストをつくるよりも、既に多くの高校で活用されている既存のテストや検定を認定しながらやったほうがいいんだとか、そういう各県からの御意見もありますので、ぜひ本県としても、私は今の現実、現状を踏まえた、効果があるということですね、5年間やっているわけですから、その現状を報告していただきたいということを要請しておきます。

それと同時に、ここにもありますように、生徒の実態に応じたきめ細かな日々の教育活動を推進するため診断の導入ではなく、誰もが安心して学ぶことのできる環境整備や高校生の学びを十分保障する施策を優先する必要があると。現在各校で行われている定期考査などの活用で十分であるという、こういう意見もあるわけです。これについても明確な姿勢でもって臨んでいただきたいということとあわせて、もう5年やっているわけですから、そろそろ本県の教員に、このテストも含めてつくっていただくと、そのことが専門的の力量を高めるし、そして本県の中にきちっとしたその蓄積をしていく、教員の中にというふうに思うんですけれども、そこの辺のお考えはないですか。

◎高岸高等学校課長 現状としては、こういった業者のツールを使わせていただいて、総合教育会議等でも問題となっております高校生の基礎学力がまだまだ十分定着できていないと。その指標として、D3であるとかD2であるとかD1であるとかというような形が出てきていると。その改善がまだ十分なされていないということで、来年度から授業改善チームも発足をさせて、高校の授業改善、教科会の充実に取り組んでいくということでございますので、全国的な指標を使って各学校の授業改善に生かすという意味においては、まだしばらくこういった測定ツールを使わせていただいて、各学校の指導改善に生かしていきたいというふうに考えております。

◎吉良委員 全国的なものとおっしゃいますけれども、本県のように全県一律に実施をさせている県というのはほかにあるんですか。

◎高岸高等学校課長 詳しくは公表されておられませんので、どの県がどういう形で取り組

んでいるということ、文部科学省のいろんな調査があるんですけども、何県がどういう形でこういったものに参加しているというのは、きっちりした公表された資料はございませんので、我々のほうでは、はかりかねております。

◎吉良委員 全県で一律にやっているのは高知県だけだと私は聞いております。極めて特異なやり方をしていると思います。

それはそれで置いて、あと委託させるときの入札、応札事業者は過去5年間どれぐらいあって、どこが受けているのか。

◎高岸高等学校課長 基礎学力把握検査につきましては、随意契約をさせていただいております。

◎吉良委員 極めて特異なんですよ。ある特定の業者に、個人名はわからなくても私たちの教育的な財産が全部蓄積されていく、それは一定の民間の業者の財産にもなっていくし、もしそれが漏れるということにもなれば責任問題ですよ。ですから、私は特定の民間の事業者にもうそろそろやめて、十分な蓄積があるわけですから、この4,300万円余ですか。これは教員の専門的力量をつけていく、そして県内の教育界に蓄積していく、そして有用に活用していく、そういうシステムをつくるべきだというふうに思っておりますので、これは要請をしておきたいと思います。

◎西森委員 平成27年高知西高校でスーパーグローバルハイスクール、あと、小津高校ではスーパーサイエンスハイスクールをそれぞれやっていますけれど、これに対して高等学校課は何かアプローチしたりとかというのはあるのでしょうか。

◎高岸高等学校課長 小津高校のスーパーサイエンスハイスクールにつきましても、高知西高校で取り組んでおりますスーパーグローバルハイスクールにつきましても、高知県で1校だけということをごさいます、それぞれの特徴を生かして、全県下的な先導役をやっていただきたいというふうに考えております。スーパーグローバルハイスクールは始めてまだ3年目ですけども、これからの国際社会に対応するためには非常に必要なことをごさいますし、また小津高校ですっとやってきておりますスーパーサイエンスハイスクールにつきましては、大学とか研究機関等の連携が非常に深まってきておりますので、この7月に開館しますオーテピア等々、みらい科学館との関係も、より深めていきたいというふうに思っておりますので、県としては全面的にバックアップしながら進めていきたいと思っております。

◎西森委員 先日、A日程の入試がございましたが、そこで倍率を見てもと、西高校の英語科にしろ、あと小津高校の理数科にしろ、1にはちょっとほど遠いような倍率だったんですね。先ほど課長言われましたけれども、県が力を入れている学科としての応募状況というのは、余りよろしくないのかなと感じたのですけれども、そのあたりどういうふうに感じているのでしょうか。

◎高岸高等学校課長 委員おっしゃるように、小津高校の理数科につきましては、今の1年生は40人いるわけなんです、今回の受験については非常に苦戦をしております。先日スーパーサイエンスハイスクールの運営指導委員会がございまして、高校、それから県教育委員会のスーパーサイエンスハイスクールについてのPR、広報活動が弱いのではないかという御指摘も受け、例えばものづくり総合技術展なんかには工業高校、産業高校は出ているんだけど、小津高校などもそういった場に行って、もっと普通科高校でやっている科学技術に関することをPRしてはどうかというような外部委員からも意見を頂戴しているところです。そういったところを県教育委員会としても今後順次取り組んでいきたいと思っております。

◎西森委員 そうすると、西高校の英語科、小津高校の理数科ともに1倍をかなり下回っておったというふうに見ているんですけど、これはことしに限ったことなんですか。例年であれば、もう1は超えてきていたと。しかし、ことしはどういう理由なのか、少ないのか、それとも、去年は定数行っていたけれども、その前なんかもちよっと少なかったのかとか、そのあたりはどういうふうな推移になっているのでしょうか。

◎高岸高等学校課長 どちらかということ小津高校の理数科のほうが苦戦はしております。西高校の英語科のほうは超えるときもあっております。小津高校の理数科について、現状として少ないんですけど、まだ今年度については途中段階でございまして、もう一回次のB日程ということもありますので、そういったところに期待はしているところなんですけれども。

◎西森委員 もう学校に任せているということなんですか。それとも県教育委員会の高等学校課としても、この2つ力を入れている、事業を進めている学校に対して、しっかりとフォローしていかないといけないということで、県内の中学校に対していろんな話を持っていっているとか、そのあたりに関してはどういう取り組みをされているのか。

◎高岸高等学校課長 今までどちらかということ学校に任せていた部分が大きいというふうに思います。学校がやろうとしている、例えば中学校への学校案内のときに、いろんな形で案内文書をつくったり、クリアファイルをつくって中学生に配布しながら、中学生の興味、関心を持っていただく、そういったことの我々後押しはしてございましたけれど、前面に出て生徒募集、いわゆる特化した学科の生徒募集ということは今まではやっておりませんので、そういったところ、県教育委員会としてこれから何ができるのかということは、検討していかなくてはならないと思っております。

今年度ちょっと話は違いますが、須崎総合高校などについては、募集が非常に少なかったということで、そういったところの学校案内に県教育委員会が後押ししながら、地区別に実施したというようなことも既に始めておりますので、そういった学科の特徴に合わせた説明会につきましても、県教育委員会としても後押ししながら、また我々も前に出

てやっていかななくてはならないというふうに思っています。

◎西森委員 2つしかない学科とか事業を進めている学校ですから、ここはやはりしっかりと教育委員会としてもバックアップをして、定数に達しないということがないように、取り組みをしていっていただきたいということを要請させていただきます。

◎吉良委員 高校生のための基礎診断実施方針も含めて、高大連携含めて文部科学省のほうからアンケートとか意見を求められていますよね。本県がどのような意見を反映したのかということ、後で結構ですので、文書で。

◎高岸高等学校課長 わかりました。

◎坂本（茂）委員 主要事業説明資料の35ページの関係で、1つは中途退学の防止に向けた取り組みですけれども、中途退学率が高いので全国平均に近づけようというふうなことで取り組みされているということなんです、これまでやってきた中途退学の防止のための取り組みが、今どういう効果をもたらしているのかということ、1つ教えていただきたいのと、もう一つはこのページにあります、中山間の小規模校支援事業ということで、遠隔教育システムをさらに推進していくというようなことが大きな柱ではあるかと思いますが、学校再編における中山間地の高校をどういうふうに位置づけるかというようなことを含めて、教育長の思いも議場の場で答弁があったりしたんですけれども、そこが例えばこの支援事業だけなのか、地域にとって中山間地の高校をどう生かしていくのか、そんな施策もほかにあるとすれば、教えていただけたらと思います。

◎高岸高等学校課長 まず1点目の中途退学の防止についてでございますけれども、35ページの右上のほうに事業目標のところ、少し数字がありますけれども、高知県の公立学校として中退率が2%を超えておりました。それを平成27年度は公立でいきますと1.8%まで下げてきている状況でございます。ただ、そこに書いてあります全国比較すると、まだまだ中退率が高いような状況でございますので、今行っております、例えば高校1年生の段階の学び、仲間づくり合宿でありますとか、きめの細かい放課後の学習支援員の事業でありますとか、そういった形での基礎学力の定着の面と社会性の育成の面は、双方で今後も続けていきたいと思っております。

それから、中山間地域の充実ということでございますが、今おっしゃられたように、遠隔授業につきましては現在3地域で進めておまして、来年度につきましても、国の採択事業がありますので、応募をして今後ふやしていけるような予定で進めております。それ以外にも、平成30年度から中山間地域の学校について、今まで学習支援員の方々は、下の子供、基礎学力の定着の部分の生徒にだけ使っておったんですけれども、中山間地域については上位層のほうにも予算を一部を認めていただいて、上位層の方々にも使えるような予算組みをしております。ただ、講師の問題等がございますので、そういったことについては我々今後動きを加速化させていかななくてはならないと思っておりますし、遠隔授業だ

けではなく、そういった形での中山間地域の補充配慮ということを進めていきたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

それでは、平成30年度当初予算について御説明をいたします。

資料②議案説明資料、当初予算、630ページをお開きください。

歳入でございます。主なものについて御説明いたします。

中ほどの9国庫支出金でございますが、6教育費負担金の右の説明欄、義務教育費国庫負担金は、特別支援学校教職員の給与に係る国庫負担金でございます。

その下の特別支援教育就学奨励費負担金とその下の11の欄の補助金は、特別支援学校に就学する児童生徒について、通学費、給食費、校外学習費などの経費を補助し、保護者の経済的な負担を軽減する国の制度がございますが、この制度に係る国庫負担金補助金でございます。

また、同じ欄の教育支援体制整備事業費補助金は、特別支援教育の体制整備の推進に係る国の補助金でございます。

10教育費委託金の説明欄、初等中等教育等振興事業委託金は、文部科学省委託事業に係る委託金であり、国の指定を受け特別支援教育の充実を図るものです。事業内容は歳出で御説明を申し上げます。

次の631ページをごらんください。

1 財産貸付収入は、県有施設に設置する飲料用自動販売機に係る貸付料収入でございます。

3 生産物売払収入は、特別支援学校の職業教育実習の収入でございます。特別支援学校では卒業後の自立と社会参加を見据え、職業教育を重視しております。その中核となりまず作業学習では、物品の生産から販売までを一連の学習として行っているものが多くあり、その売り上げの収入見込み額となっております。主なものとしましては、日高養護学校高知みかづき分校のパンやケーキの製造販売と店舗の運営、他の知的障害特別支援学校では、農作業による野菜生産、木工製品や布製品など、さまざまな業種に取り組みまして、学校外での販売学習なども行っています。このような学習を通して働く基礎となる力や自信が培われ、卒業後の進路決定においても成果が上がっているところでございます。

3つ下の（7）特別支援教育課収入は、盲学校のはり、きゅう、マッサージの実習収入や期限つき講師、臨時職員等の労働保険料などでございます。

続きまして、632ページをお開きください。

歳出でございます。特別支援教育課の平成30年度当初予算総額は69億458万2,000円で、前年度当初予算額と比較しますと、3億5,580万2,000円の増額となっております。主な増額の内容は、後に御説明します病弱特別支援学校の移転整備に係る予算を計上させていただいたことなどによるものでございます。

それでは、3特別支援教育費の主なものについて御説明をいたします。

右の説明欄の1から3につきましては、教職員等の人件費でございます。

4特別支援学校教職員旅費は、生徒引率など教職員の行動旅費でございます。

5学校運営費は、県立特別支援学校本校7校、分校6校の学校運営に要する光熱水費や委託料などでございます。

6職業教育実習費は、特別支援学校の職業実習に要する経費、7学校指導費は、特別支援学校の重度障害のある児童生徒の健康管理を行うために学校に指導医を派遣したり、修学旅行に看護師を同行させるための経費などでございます。

8教育内容充実費は、特別支援学校において新学習指導要領の改訂の趣旨、内容の周知徹底を図り、各学校の教育課程の充実、改善に資するための教育課程研究集会や、国が実施する教育課程連絡協議会への参加、また専門性向上のための校内研修事業の実施などの経費、さらには関係機関や企業と連携した特別支援学校のキャリア教育の充実や就労支援を推進するため、キャリア教育スーパーバイザーを活用した授業改善、早期からのキャリアガイダンス、就職アドバイザーの配置による職場開拓、卒業後の職場定着支援や特別支援学校技能検定などを実施するための経費などを計上しています。

9就学奨励費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に要する経費の一部を助成するための経費でございます。

次に、634ページをお開きください。

10特別支援教育理解推進費は、障害のある子供たちの適切な就学を図るための教育支援委員会の開催や、特別支援学校が市町村教育委員会等と連携して行う各種教育相談に要する経費でございます。相談事業の実施回数としましては年間800回程度を予定しております。

11特色ある教育活動推進費は、新規に特別支援学校M I R A I・プロジェクトとして、各特別支援学校が学校長のリーダーシップのもと、新学習指導要領の社会に開かれた教育課程の理念を踏まえまして、児童生徒の自立と社会参加を目指した組織的、計画的な取り組みを推進するための経費でございます。各学校におきましては、地域や児童生徒の実態を踏まえた課題解決のための取り組み、I C T機器を活用した教育支援の整備充実の取り組み、キャリア教育の視点を踏まえた文化芸術・スポーツ活動の振興を図るための取り組

みなどを実施してまいります。

続いて12番、特別支援教育推進費でございます。発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導の充実を目指す事業に係る予算です。特別支援学校の教員の専門性向上や合理的配慮の充実のため、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、ICT支援員などの外部専門家を派遣する経費や、小中学校等の通常の学級や特別支援学級などに対しまして、指導主事や大学や医療等の専門家がチームを組んで学校支援を行うための経費です。また、小中学校につきましては、発達障害等の児童生徒の支援に組織的、継続的に取り組むことができる校内支援体制の充実を図るため、指導主事や特別支援教育巡回アドバイザーが学校を定期的に訪問し、学校コーディネーターの役割や校内支援会の運営等に直接支援を行う校内支援力アップ事業を行っております。この事業は、平成29年から31年の3年間で県内全市町村を対象に実施する計画ですので、そのため来年度も継続して、県内3地域に1名ずつ特別支援教育巡回アドバイザーを配置しますので、その雇用に係る経費と活動旅費などを計上しております。加えて、小中学校、高等学校の通級による指導についても、担当教員の指導力の向上を図るため、通級による指導連絡会を開催し、市町村や校種を超えて実践や課題の共有を行い、専門家の助言を受けるなどにより、通級による指導の充実を図ってまいります。

13施設整備費です。県立特別支援学校再編振興計画に基づく、病弱特別支援学校の校舎及び寄宿舎の移転整備に関する実施設計及び既存建物の解体工事などに係る経費でございます。

続いて、債務負担行為に係る調書でございます。635ページをごらんください。

まず、スクールバス購入費でございます。現在、高知若草養護学校で運行しております4台の県有スクールバスのうち一番古い、平成10年度購入の中型スクールバス1台を更新するための経費です。車椅子での乗降を行うためのリフトの取り付けなど改造が必要となりますので、納車まで一定の期間がかかることから債務負担をお願いするものでございます。

また、次の県立学校整備事業費は、病弱特別支援学校の移転整備に関しまして、校舎の新築主体工事に係る委託料及び工事請負費について、平成30年から32年の3年間の債務負担をお願いするものです。

平成30年度当初予算の説明は以上です。

続いて、平成29年度補正予算について御説明いたします。

資料④、議案説明書補正予算の335ページをお開きください。

歳出に関しまして、減額の主なものとして、3学校運営費につきましては、各種委託料の入札残の減額、4就学奨励費では、学用品の購入や寄宿舎に入所する児童生徒への助成などのための経費が当初の見込みを下回ったための減額、5施設整備費では、病弱特別支

援学校の移転整備に関する基本設計、地質調査に係る委託料の入札残について減額補正をするものです。

以上で特別支援教育課の説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎土居副委員長 特別支援学校の技能検定の話を少しおっしゃったと思うんですけど、私の父もそういう教育に携わっておりまして、いろいろ特別支援学校の生徒の進路というのがいかに大事かということで、聞いてきたことがあるんです。そういう面でこの技能検定というのは有効に活用していくべき施策だと思いますが、まだ2回ということで、対象業界等からの評価であるとか、これからの就職への拡大につながる、そういった見通しを教育委員会としてはどのように評価、分析されているのか。

◎橋本特別支援教育課長 技能検定に関しましては、昨年度、今年度と2回実施をさせていただいたんですが、学校のほうでの取り組みも徐々に進んできまして、昨年度と比べまして倍の人数、50人を超える生徒がことしは参加をいたしました。清掃の業者の方に審査員で来ていただいていますけれども、非常に学校のほうでの練習がよくできているということと、もちろん清掃とか、ことしは喫茶部門をやったんですけども、そういう技能だけではなくて、子供たちのきびきびとした態度であるとか、仕事に向かう姿勢とかということもよく育ってきているということ、審査員をしてくださっている方々からは評価を受けております。

せんだって、労働局が実施します雇用促進セミナーのほうでも、当日一緒に開催することはできなかったもので、別途この技能検定の模様とかをお知らせ、啓発をするためにそちらのほうでも時間をとっていただいて、紹介もさせていただいたりしているところなんですけど、まだそれに対して大きな反響があるということではないんですけども、こういった技能検定での成果も踏まえながら、次年度は、今まで障害保健福祉課でありますとか特別支援学校のほうで、進路の担当者会連絡会というなものを実施はしてきているんですけども、そういうところに企業の代表の方とかにも加わっていただいて、就労支援のもう少し広いネットワーク、企業等も加えたネットワークというところまで持っていきたいと思っておりますので、そういうところでもう少し技能検定などの評価もしていただきつつ、技能検定で子供たちがつけた力というものが、就労に結びつけられる方法みたいなものも検討していけたらいいのではないかなと考えています。

技能検定自身も今全ての障害種に対象は広げておりますけれども、清掃と接客ということですので、肢体不自由の子供たちとか参加しにくいという現状もございますので、もう少し対象となる種目というか、そういうものも広げていけたらなと考えておるところです。

◎土居副委員長 本当に広くいろんな業界、業種の方に知ってもらおうというのが大事だと

思いますので、御答弁もありましたように、周知に力を入れて、評価してもらえるような方向で取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 それでは、以後の日程についてはあすの午前10時から行いますので、よろしくお願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

（16時46分閉会）